

1 会議名 決算特別委員会（第2日）

2 開催日時 令和7年10月8日（水） 午前10時00分～午後4時57分

3 会場 高浜市議場

4 出席者 1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 5番 野々山 啓、
6番 今原ゆかり、 7番 福岡 里香、 9番 長谷川広昌、
10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛、
13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克

オブザーバー

議長（3番）神谷 直子

5 欠席者 なし

6 傍聴者 一般1名

7 説明のため出席した者 別紙のとおり

8 職務のため出席した者 議会事務局長 書記2名

9 付託案件

議案第57号 令和6年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定第1号 令和6年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和6年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 令和 6 年度高浜市水道事業会計決算認定について

認定第 8 号 令和 6 年度高浜市下水道事業会計決算認定について

7 説明のために出席した者

市長 杉浦 康憲 副市長 深谷 直弘 教育長 岡本 竜生

企画部長	野口 恒夫		
総合政策G L	榎原 雅彦	総合政策G 主幹	原田 優
秘書人事G L	京極 昌彦	D X 推進G L	東 文彦
総務部長	杉浦 崇臣		
行政G L	久世 直子	財務G L	平川 亮二
市民部長	岡島 正明		
市民窓口G L	神谷 直子		
経済環境G L	都築 真哉	経済環境G 主幹	神谷 英司
税務G L	西口 尚志		
福祉部長	竹内 正夫		
地域福祉兼共生推進G L	岩崎 和也	地域福祉G 主幹	角谷 権
介護障がいG L	藤 克幸	福祉まるごと相談G L	野口 真樹
健康推進G L	中川 幸紀	健康推進G 主幹	鈴木美奈子
こども未来部長	磯村 順司		
こども育成G L	板倉 宏幸	文化スポーツG L	鈴木 明美
都市政策部長	杉浦 瞳彦		
土木G L	島口 靖	都市計画G L	村松 靖宣
防災防犯G L	亀井 勝彦	上下水道G L	大村 智康
学校経営G L	清水 健	学校経営G 主幹	小嶋 俊明
会計管理者	山下 浩二		
監査委員事務局長	東條 光穂		

10 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立了ので、これより会議を開きます。

ただいまより、一般会計、5特別会計、並びに議案第57号及び2企業会計についての質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、一般会計は初めに全体にわたる質疑を行い、その後、歳入、歳出ともに款ごとに行ってまいります。特別会計及び企業会計につきましては議案ごとに、特別会計に当たっては歳入歳出一括にて、企業会計に当たっては収入支出を一括にて質疑を行います。議案第57号は関連上企業会計と一括議題として質疑を行います。

なお、委員会の円滑なる運営のため、質疑においては3から4間にまとめて行っていただくとともに、数字のみを確認する質疑、軽微な内容のみの確認及び要望、ほかの委員との重複は避け、発言は議案の範疇を超えないよう簡潔明瞭にお願いいたします。特に、簡潔明瞭、ここは委員並びに当局のほうにお願いいたします。

また、質疑に当たっては、主要施策成果説明書または決算書等のページ数及び款、項、目、節等を示し、御発言いただきますようお願いいたします。

なお、発言時のマイク操作につきましては、事務局でスイッチの切り替えを行います。

質疑漏れ等につきましては、一般会計の質疑終了後と特別会計並びに議案第57号及び2企業会計の質疑終了後に許可することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、休憩中等に当局の説明員が席を移動する場合がありますので、御了承願います。

《議 題》

認定第1号 令和6年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

委員長 まず、一般会計全体に関する質疑を許します。

問（11） それでは、市政クラブを代表して6年度の決算の質問を全般的なところの質問をさせていただきます。決算に当たりまして、財政担当としてはどのような評価をされたのかお聞きしたいと思います。

答（総務部） では、6年度の決算の評価というところでございますが、まず歳入では、市税収入が対前年度比約6億2,000万円の増加となったことや、長寿命化改良工事の実施により、市債は約2億3,000万円の増加となるなど、過去2番目となる総額約210億円となりました。

また歳出では、扶助費が対前年度比約7億9,000万円の増加、物件費が約2億3,000万円の増加となるなど、歳入同様、過去2番目となる総額約202億円となりました。また、財政の硬直化を表す経常収支比率は91.3%で対前年度比では6.3ポイント改善をいたしました。また、経営状況を表す大切な基準であります実質単年度収支につきましては、4億円余りの黒字となりました。財政の健全化を判断する財政健全化比率につきましては、4つの指標の全てが法律で定められた早期健全化基準を下回ったものの、実質公債費比率は4.1%、対前年度比1.2ポイントのプラスとなり、将来負担比率は37.1%、対前年度比8.3ポイントのプラスとなっております。

基金につきましては、6年度末で公共施設等整備基金は約1億円で対前年度末と比較して約1億5,000万円の減少、財政調整基金は約16億7,000万円で対前年度末と比較して5,500万円の増加となっております。

これらの結果からも、令和6年度は一時的な市税収入の増加により、数値上は維持できたものの実質的には非常に引き続き大変厳しい財政運営になったと考えております。しかしながら、厳しい財政運営におきましても、子育て、教育環境の整備のほか、DXの推進、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける中、各家庭への必要な経済的支援の実施、高取小学校及び吉浜小学校の長寿命化改良工事の実施をはじめとした公共施設総合管理計画の進捗など重点施策には必要な財源を確保し、実行できたものと考えております。

問（11） 今、総務部長のほうからお話をいただきまして、6年度も大変厳しい状況の中を当局の皆さん方が知恵を絞り、本当に頑張っていただいた功績は本当に素晴らしいものがあるかなと思いますけども、今後、厳しい財政運営が続くと思いますけども、これ以上に何か対策があるのかお聞かせ願いたいと思います。

答（総務部） 改善策、対策ということですが、現在の社会情勢に伴う原油価格、物価高騰の影響のほか、人件費、物件費や社会保障費の増加が見込まれるなど、今後の見通しはさらに不透明となってまいります。税収の減など最悪の状態を見据え、歳入歳出両面からの改善への取組が必要であるというふうに考えております。

一般質問でも申し上げさせていただきましたが、まず歳入面では国県補助金の活用、歳出面では経常的な経費を見直していくことにまずは注力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

問（5） 主要施策成果説明書の16ページ、一般会計性質別歳出内訳表を拝見しますと、歳出全体に占める人件費の割合が比較的抑えられているように感じられます。こうした状況について、市として何か特段の工夫や取り組まれている方針がございましたら、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

答（秘書人事） 先ほどの人件費の増減の抑えられる理由につきまして、要因といたしましては、当市におきましては窓口のアウトソーシングや指定管理など職員の数を少数で最大効果が上げられるようにやっておりますので、そういった結果によって、このように人件費が抑えられていることは要因として考えられます。

問（13） 実質単年度収支、これ決算カードによりますと4億4,970万9,000円となっています。これは、令和6年度3月補正で法人市民税が6億3,000万円計上されたことにより、プラスになったと思います。そして、この6億3,000万円がなければ、実質単年度収支はマイナスで赤字であったということはこれまでも主張してきましたが、そのような認識で間違いないでしょうか。まずそこを押さえたいと思います。

答（財務） 今、決算カードのお話で、普通会計で積算されておりますけれども、一般会計においても実質単年度収支は4億918万ということですので、委員言われるとおり、歳入の法人市民税6億3,000万円をなかったときには差し引くとマイナスになるということで、実質単年度収支はマイナスになってたというふうになります。

問（13） 令和7年3月議会の長谷川議員の一般質問によると、当時の財務リーダーが実質収支は言わば地方公共団体の純剰余、また純損失を意味するものでございまして、実質収支に示される黒字または赤字は財政運営の状況を判断する重要なポイントであると認識していると答弁されております。実質収支は、全ての歳入から全ての歳出を差し引いて、なおかつ翌年に回すお金、翌年の繰越財源を差し引いた本来のお金の残高になりますが、財政調整基金の取崩し及び来年度

への積立ても入れてのこれ計算になるんですね。令和6年度は財政調整基金を2億174万8,000円、そして基金総額としては5億2,873万6,687円取り崩しておりまして、そうなると結局実質収支がマイナスになるってことはあり得ません。よって、私はやはり実質単年度収支、いわゆるその年度に入ってきた収入とその年度に使った支出の差額がまず私は大事であると考えるんですけど、市長に対してこれどういうお考えなのか、そこら辺の考え方をちょっとお聞かせいただければなと思うんですけど。

答（財務） 今、言われた実質単年度収支については、委員おっしゃられるとおり、実質収支の額から前年度の実質収支や積立金の額、積立金の取崩しの額も踏まえた決算後の実質単年度収支で、文字のごとく実質を表す数字ですので、財政担当としても実質単年度収支は重要な指標だと思っております。

問（13） 令和6年度のこの3月補正で法人市民税の6億3,000万円がなければ、財政調整基金は幾らになっていたと試算されますでしょうか。

答（財務） 試算はしておりませんが、単純計算でいくと令和6年度末の財政調整基金残高は16億でしたので、6億3,000万の法人市民税の減収を差し引くと約10億円になってたと思われます。

問（13） 今のって基金全体じゃないですかね、10億。違うんですか。財政調整基金だけですかね。私は財政調整基金だけでいくと2億5,800万円ほどになっちゃうのかなと思うんですけど、後でも結構です、そちらは。

「委員長、財務グループ。」と発声するものあり。

委員長 後でいいですよ。

問（13） 地方債の残高、債務負担行為等の金額ということでございますけど、そういった先々の見通しにつきましては、現在の長期財政計画をもって、先々令和40年度までの見通しをもつてお示ししているものでございます。なお、この長期財政計画の推計におきましては、基金の残高も令和6年から8年、財調が10億円を切るというところでございますが、枯渇することなく財政運営を行っていくものと推計しているところ、と昨年の決算特別委員会で答弁がございましたが、6年度決算においても私は枯渇していた可能性が否めないことから、昨年度同様に枯渇することなく財政運営を行っていくのかなという心配があるんですけど、そのあたりはいかが

でしょうか。

答（財務） 令和6年度決算を反映した長期財政見通しは、今現在作業中でございます。作成ができましたら議員の皆様に御報告をさせていただきたいと思います。

問（13） ということは、いわゆる今、全然、試算中なので枯渇するかどうかも今のところは全く見通しも立てていないというところでどうかね。

今回、地方債現在高と債務負担行為額を合わせた金額っていうのが、令和6年度とうとう 180億円超えたんですね、高浜市。私はこれまで地方債現在高と債務負担行為額を合わせた金額については非常に高いということを指摘してきました。これについては、やはり財政の研究者である専門家からも当市は非常に高いと指摘された経験がございます。この件についての高浜市としてのお考えと、あと愛知県下においてこのように高い自治体が本当にあるのかなっていうところで、近隣市を見ますとなかなかちょっと財政規模においては高浜市非常に高いかなと思うんですけど、そのあたりを教えていただきたいと思います。

答（財務） まず、地方債残高の話と債務負担行為の額が大きいという話、決算カードを見られての御質問かと思いますが、地方債なり債務負担行為自体は、例えば地方債でいきますと、今後、建設した建物の行政サービスを受けるだとか、後年度にもやっぱり行政サービスを受けるということで負担していただくということで地方債で現年度の世代だけではなくて後年度の世代も受けるというような機能があります。債務負担行為も来年度以降の行政サービスを確約というのか契約等で決めていくものですので、必要に応じて地方債を活用する債務負担を設定して契約していくということは行政サービス上必要なことかなと思います。ただし、これが大きくなりすぎると、逆な見方で言われると将来負担の比率に跳ね上がってくる、跳ね返ってくることになります。

委員長 財務グループ、簡潔に。

答（財務） 地方債務負担行為が大きくなりすぎるということは問題だと思っております。

続きまして、地方債残高、債務負担行為の県内の比率、順位ですけど、まず愛知県下において地方債現在高については高い順で申し上げますと 30 番目、下から数えると 7 番目。債務負担行為額については 14 番目、下から数えると 23 番目となります。地方債現在高と債務負担行為額の合計で比較しますと高い順で 26 番目、下から数えると 11 番目ぐらいになります。その代わり標準財政規模で比較すると全然順位が変わってくるかなと思いますので、単純に額で順位付けするところといった額、順位になるということです。

問（13） やはり財政規模が全然自治体ごとに違いますので、1人当たりとかそういう形で今後

は検討していただけだと分かりやすいかなと思います。

基金はやはり財政調整基金だけではなく、目的を持って計画的に積立てを行い将来に備える目的基金っていうのも重要なかと思います。財政調整基金が少なくとも、ほかの基金をしっかりと積み立てている自治体もありました。目的基金を含む高浜市の積立金現在高が 18 億 8,996 万 5,000 円となっていました。私の調査によると、この基金積立金現在高は、先ほど単純に順位で言っていただいたんですけど、これ、人口 1 人当たりというふうに換算しますと、これ 3 万 8,538 円となり、これは県下の 37 市の中で最下位である豊橋市、最下位がこれ豊橋市だったんですね。豊橋市が 3 万 8,446 円だったんですね。それに次ぐ金額なんですね。いわゆるブービーみたいな感じなんんですけど。

これ私のこの認識っていうのが正しいのかっていうことと併せて、この現状についてどのように捉えられているのか教えてください。

答（財務） 基金残高の各種の順位付け、豊橋市さんが最下位で下から 2 番目が高浜市というのを認識のとおりでございます。ですので、37 市中 36 位ということですので、基金残高としては低い状況になりますので確保に努めてまいりたいと思います。

問（13） 財政調整基金というのは自治法に基づけば、前の吉岡市長がおっしゃるように財源を調整するためのものです。ちょっと今から答弁読むんですけど、昨年、財政調整基金の取崩しに当たりましては、財政調整基金の設置及び管理に関する条例の 6 条に基づきまして、財源が不足する場合における財源調整として活用しているところでございます、と令和 7 年 3 月議会の長谷川議員の一般質問で答弁があったんですけど、この高浜市の財政調整基金の設置及び管理に関する条例の 6 条によると、経済不況による税収減や大規模災害などの不測の事態が起きた際に不足する財源を補填するために取り崩すとされてるんですね。これ毎年高浜市取り崩してるんだけど、これ経済不況や大規模災害があるわけでもなく、漫然に取り崩していると思っております。いわゆる財政調整基金というのはある程度やはりうちだったら 10 億円なのか 20 億円なのかそこまで積む必要があるけど、やはりそうでないものに対しては、税金を納めた人に対してきちんと市民サービスとして還元するっていうことも必要かと思うんですね。いわゆるこの 6 条に即した私は取崩しでは今ないと思うんですけど、この点についてのお考えについてもお聞かせください。

答（財務） 財政調整基金の設置及び管理に関する条例で第 6 条で処分についての規定がありまして、第 1 号では経済事情の変動等の財源が著しく不足する、第 2 号では災害の話が規定され、第 3 号に最後、緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他建設事業の経費で、最後

にその他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるときという規定もございますので、法人市民税とかの件については経済事情の変動等により著しく不足したっていうのは該当すると思います。通常の補正予算で財源調整しているものについては、その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるためというところの規定に当てはめて、補正予算で基金の繰入れをしているところでございます。

問（13） なかなか納得できないんですけど。

職員の人事費について先ほど野々山議員が抑えられているということでおっしゃってたんですけど、これ人事費が先ほどおっしゃってるように歳出総額に対する 11.1% ということなんですね。これ私の調べによると、職員数 222 名で職員 1 人当たりの人口、人口というのがあるんですね。これが 221 名だと思うんですね。これ調べると、先ほどの県下 37 市の中で最下位です。いわゆる 1 人当たりの人口が多いってことですね、職員 1 人当たりの。いわゆる少ないってことなんですね。これ以前からも申し上げてるんですけど、職員 1 人当たりの人口が 200 名を超えてるっていう自治体、市は愛知県にまずありません。それから、最下位から 2 番目の自治体いわゆる 36 位の自治体が北名古屋市になって、ここが職員 1 人当たりの人口が 179 人。

委員長 倉田委員。簡潔明瞭に質疑をしてもらってもいいですか。分かりやすく。

答（13） いや、思いを言わないとどんな質疑の答弁なのか分かんないんで…

委員長 思いもいいんですけど、いろいろ皆さん時間の日程もあるので、しっかり的に絞って簡潔明瞭にお願いできるとありがたいんですけど。

問（13） 断つてこれ職員数が少ないというふうに私認識してるんですけど、そのあたりの高浜市の見解、先ほどは抑えられてる理由はおっしゃったんだけど、これだけ少ないということに對しての認識はどのようありますでしょうか。

答（秘書人事） 先ほどの答弁でも申し上げさせていただいたんですけども、ほかの市につきましては、先ほどアウトソーシングや指定管理をしているようなところも職員が対応していますので、職員数はそちらと比べれば当市については少なくなっているものと考えます。

問（13） アウトソーシングや指定管理での職員というのは、災害時には動いていただけない。そうなるとやはり、新市長が災害が…

委員長 13 番、倉田委員。一般会計の全体に係る令和 6 年度の決算をやってるので、また個別にその辺は…

答（13） いや、個別ではありません。

委員長 …やるところがあると思うので、ここは全体のことなので、令和6年度決算と絡めてお願いしたいと思います。

問（13） ですから、アウトソーシングや指定管理ではなくて、職員数が少ないということが私は問題じゃないかということを定義させていただいているので、特に災害時ですね。新市長、災害時対応に今後力を入れるということですので、そのあたりのお考えをお聞かせいただきたいというところです。

不規則発言あり

委員長 不規則発言はやめてもらえますか。

答（副市長） この件については、過去の倉田議員の一般質問でもお答えをしております。職員が例えば人口の半分ぐらいの職員がおれば、災害時に非常に役立ちますか。人だけあれば災害が回避できますか。そうじゃないですよね。多くの場合は、日常を職員の数を抑えて、なるべく最大のサービスをする。うちの職員は胸を張って一生懸命やってますよ、少ない人数の中で。少しでも効率よくやろうということで、そういう部分で私どもは考えております。

問（13） 効率よくやるっていうことは一つの考え方であると思いますけど、ただ災害時には私はこの人数では全く足りないと思っております。それから私は効率よくよりも普段…

委員長 倉田委員、質疑をお願いしてもいいですか。

問（13） 災害時にはこれでいいという考え方で、今の副市長でいくとそういう考え方でいいという考え方でいいか、考え方を聞いてるんですね。

委員長 質疑をしてもらってもいいですか。令和6年度一般会計全体の話で。

問（13） だから質問してるじゃないですか。聞いてください。だから私は災害時でもこの職員数でいいってことですねっていうことを聞いてるじゃないですか。聞いてください。

答（副市長） だから先ほども言いましたけど、災害が起きたときに人数が多ければ災害が全て回避できますかって私聞いてるじゃないですか。それと一緒にですよ。だから我々は今の人數の中で最大限に災害に対応していくだけの備えをきちんとしていくと。それは今、新市長もおっしゃって見えるのは、南海トラフのときにやはり市民一人一人もきちんと災害に対する備えをしてくださいと、一緒にやっていきましょうというそういうメッセージを出されてるじゃないですか。別にだから人数が少ないので災害は大丈夫ですかって話じゃなくて、我々は今の人數できちんと

対応してまいります。

問（13） 新市長がこのような財政を行ってきたことに対して、私の議員としての責任を一般質問でお聞きしましたところ、御自分の判断に間違いがなかったというような御答弁だったんですけど、ここまで市の財政が悪化した理由につきましても、いわゆる物価高騰と公共施設の再配置、この2つを挙げられてるんですけど、そのような考え方で特に何が原因とかそういうことはないっていうことなんでしょうか。

答（市長） 今の質問がちょっと意図がよく分かりませんけど、残念ながら僕が市長になったのはこの9月9日からなので、今のこの決算で行ってきた議案というのは私が提案したものではないので議員としては賛成したということです。

答（総務部） 今、倉田委員が物価高騰と公共施設の関係だということを言われましたが、あともう一つ申し上げるとすれば、扶助費が右肩上がりで上がっているとその3つが大きな原因かなというふうに思っております。

問（13） 扶助費も上がっていることはたしかなんですけど、扶助費はやはり金利も上がってます。それから物価高騰による影響もすごくどこも受けてます。私はやはり今回資料要求で頂いた決算カードを見たところ、近隣自治体の決算カードもざっと見させていただきました。そういう中でやはり一番厳しいというか、もう厳しいを通り過ぎてるなっていうところなんですよね。やはりそこは何でそうなっちゃったのかっていうところは、きちんと総合的にも検証する必要があると思うんですけど、そのあたりはされるのかなと思うんですけど、先ほど総務部長がいろんな数字を持っていろいろおっしゃったんですけど、全体的にやはり総括をして何が原因だったのか結局その物価高騰とかはもうどこも一緒なので、そうじゃない部分について当市として何が問題だったのかなっていうとこを検証していただきたいなと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょう。

答（総務部） 先ほどから申し上げたように、公共施設の長寿命化改良等そういったところも非常にやっぱり大きな原因かなというふうには思っております。それは他の自治体に先駆けて、本市はそういうふうに取り組んできた、そこもあります。ただ、やはりこれだけ財政のほうが厳しくなってきている中で、やはりそこの公共施設の推進プラン、そこを今後少し見直していく。そこにやっぱりまずメスを入れていく必要があるのかなというふうには考えております。

問（13） 公共施設は私すごく大事だと思ってます。そこがやはり各自治体でいろいろメニュー変えれるというか財政を動かせる部分になるかと思うんですけど、やはりそういう中で、今まで

は複合化に対する検証はしないと、面積は減ったけど金額的なところの検証はしていただけなかったんですよね。だからそういう面でもやはり大きく変える必要があるっていうことで、公共施設の総合管理計画も大幅に変えていただけるのはそこはありますけど、ただ一つ言えるのが、やはり小中学校とか保育園の改修に対しては、私が議員になってからやっとやり始めてくれたなっていうところもありまして、本来ではもっと早く取り組むべきだったところだと思うんですね。もう私の目からするとギリギリのところ…

委員長 13番、倉田委員。質疑は簡潔明瞭にお願いしたいと思いますので。

問（13） ギリギリの安全が保てないところまで来ちゃったので、今何とか進めてるっていうところも見受けられるもんですから、ですからその中でもやはり必要でないものは切っていくっていうところ。それは本当は必要かもしれないけど、優先順位もできるっていうことがすごく市長の英断に繋がるのかなと思いますので、財政と公共施設をもちろん絡めて検証していただけると思うんですけど、公共施設だけではなくて一緒に検証をお願いしたいと思いますので、それを今後、これ本部会議でやっていくことでしょうか。どういう形なんでしょうか。

委員長 今は令和6年度一般会計の決算認定についてで、ちょっとのがずれている感じがするので、そこら辺、決算に絡めて質疑のほうをお願いしたいと思います。

答（総務部） 先ほど、鈴木勝彦委員のところでも答弁させていただきましたが、当然その経常経費の見直しをやはり取り組んでいく必要があるというふうに思っております。そこは先ほど言いましたように、やはり物件費も非常に上がっておりますので、そういう部分では経常経費、そこをまず取り組んでいくということで各部局による枠配分予算というのも昨年度から取り組んでいるところですので、そこは御理解いただきたいなと思いますのでよろしくお願ひいたします。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、一般会計全体に関する質疑を打ち切ります。

《歳 入》

委員長 歳入の 1 款から各款ごとに質疑を行います。

1 款 市税

委員長 質疑を許します。

問（2） 主要施策成果説明書 23 ページをお願いいたします。

初めに、（1）の個人市民税ですが、昨年度と比較すると、特別徴収の均等割のみの納税義務者が大幅に増加しております。おそらく年金における特別徴収の方が大半だと思いますが、これ非課税者が均等割のみの課税に移行したのか、もしくは所得割及び均等割非課税の方が均等割のみに移行したのか、そのあたりの理由をお聞かせいただきたいのと、もう一点、（2）の法人市民税、こちらも昨年度と比較しますと、鉄工関係の業種、区分が法人数は若干ながら減少しています。にもかかわらず調定額が大幅に伸びております。法人税割も均等割も大きく伸びておりますが、特にこの均等割ですが、特に影響を受けるのが事業所の資本金や従業員の数といった部分があるんですけど、これこんなに大きく動くものなのか、そのあたりも理由を教えてください。

答（税務） まず個人市民税の均等割のみの納税義務者の増につきましては、令和 6 年度におきまして定額減税を実施しました。定額減税につきましては、所得割を減額するものでございまして、その減税をした結果、均等割のみの納付になったということで、令和 6 年度は均等割のみの納税義務者数が多くなったものでございます。

続きまして、法人市民税の均等割につきましては、第 9 号法人年額 300 万の法人がございますけれども、その法人数が令和 5 年度は 10 法人、令和 6 年度は 1 社減って 9 つの法人となって 1 社の減ですけれども、年額で 300 万の均等割の納付になりますので、その影響があったかと思われます。（後述訂正あり）

問（12） 主要施策成果説明書、同じく 23 ページについて、法人市民税に関する本市の法人税割現在 6 % の最低税率です。仮に制限税率である 8.4 % に引き上げた場合、資料要求の資料 3 によると約 3.8 億円の增收が見込まれます。資本金 10 億円以上の大企業を対象とした不均一課税導入に対する市としてのお考えをお願いしたいのと、あと法人税割のこの最低税率ですが 2014 年までは 12.3 % 、その後 9.7 % を経て現在の 6.0 % へとこの国の制度改正により、大幅に引き下げられてきました。結果として、地方自治体が自主的に税収を確保する余地が定められておりますが、その分に対して国からどのような財源措置が講じられてきているのか伺います。

答（税務） まず委員から御質問がありました、法人税割の不均一課税のことについてお答えい

いたします。

不均一課税を導入する場合には、対象となる企業の皆様に標準税率を超えた税負担に対して御納得いただけすることが最も重要でございます。現時点、本市におきまして、市内の企業の皆様に納得していただけた特別な事情は見当たらないことから、資本金等による不均一課税の導入は考えておりません。

続いて、国からの法人税の税率が下がっていることによって国から財源措置があるかということですけれども、こちらにつきましては地方法人税というものがございます。これは国ほうに納付するものでございますけれども、この税率につきましては、現在は 10.3% の税率が課せられているものでございます。したがって、この国ほうにその地方法人税が納付されますけれども、市に対しましては地方交付税として交付されることのものの財源となっております。

問（13） 今の答弁をお聞きして、愛知県下で結局 8.4%を取り入れている自治体があると思うんですね。多分それ承知して見えると思うんですけど、そこが結局、取り入れたときの、先ほど理由がないということで高浜市は取り入れなかつたってことなんんですけど、どういった理由で取り入れてるとか、その税率上げたなんでしょうか。

答（税務） 例えば近隣市におきまして、知立市がその制限税率を適用しているところでございます、不均一課税を適用しているところでございます。例えばこの知立市におきましては、鉄道連続立体交差事業、知立駅で行っていると思うが、その事業の関連で制限税率を適用しているのが一例でございます。

問（13） ほかにもあると思うんですけど、ほかはどのような理由だったら取り入れられるのかお聞きしたいと思います。

答（税務） ほかの自治体につきましてのその理由につきましては、今、手元に資料はございません。

問（13） 今、知立市については明確な理由で具体的におっしゃっていただいたんで、それで多分企業さんに税率上げるよっていう説明をされたと思うので、みよし市とかたしかあったと思うんですよね、比較的近い自治体とか。そういうところにつきましても、また後で結構ですので教えてください。

委員長 後で答えれますか。

答（税務） その不均一課税を適用している自治体が何市町ございますが、分かる範囲でまた後ほど確認させていただきます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、1款市民税の質疑を打ち切ります。

2款 地方譲与税

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、2款地方譲与税の質疑を打ち切ります。

3款 利子割交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、3款利子割交付金の質疑を打ち切ります。

4款 配当割交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、4款配当割交付金の質疑を打ち切ります。

5 款 株式等譲渡所得割交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、5款株式等譲渡所得割交付金の質疑を打ち切ります。

6 款 法人事業税交付金

委員長 質疑を許します。

問（12） 主要施策成果説明書 28 ページ、法人事業税交付金に関しまして、この交付金がどのような仕組み、目的で設けられたものなのか説明をいただきたいのと、あとこの交付金ですが、1款の先ほど市民税のところでも触れたんですが、法人税割の最低税率が2014年までは12.3%、その後9.7そして現在の6.0%に引き下げた経過があるんですが、この法人事業税交付金がそうした法人市民税率の引下げと関係があるのか、その関連についてもお聞かせください。

答（財務） まず法人事業税の交付金の制度の概要ですけども、創設理由としては法人住民税というのは年度間で大きく偏在性のあるもの、また地域においても偏在性のあるものということで、市の法人市民税の税率を下げて、一旦、県に法人事業、国に一旦、法人事業税を納めてそれをまた市に配分すると。なかなか財源の厳しい自治体にもしっかりと配られるようにというふうで制度設定がされたものです。先ほどの法人市民税税率の引下げで引き下がった分の一部がこの交付金として高浜市に入ってきております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、6款法人事業税交付金の質疑を打ち切ります。

7 款 地方消費税交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、7款地方消費税交付金の質疑を打ち切ります。

8 款 環境性能割交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、8款環境性能割交付金の質疑を打ち切ります。

9 款 地方特例交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、9款地方特例交付金の質疑を打ち切ります。

10 款 地方交付税

委員長 質疑を許します。

問 (13) 普通交付税の不交付につきまして、市長の見解をお聞かせください。

答 (総務部) 普通交付税不交付のことですかね。不交付であった要因ですか。基準財政需要額よりも基準財政収入額のほうが上回っておりましたので、6年度は不交付ということでございま

すので、よろしくお願ひいたします。

問（13） こここのとこずっと不交付続いてるんですけど、確かに基準財政需要額、こここのところをしっかりと私は数字を持ってほしいということをずっとこの間も言ってきたと思うんですけど、そのあたりについて、結局、結果的に不交付になっちゃった、一生懸命やったけど不交付だったのか、何か原因があったのか、そのあたり何か検証されてるんでしょうかね。どうなんですか。市長としてどういうふうに考えますか、このあたり、不交付になっていること。

答（市長） 基本的にいろいろな数字を基に国から出されるものですから、私たち行政のほうが何ができるかというのは限られてると思いますが、倉田委員もどっかで言ったこともありますし自分もあれなんですけど、今、国勢調査をやっております。国勢調査の人口というものが大きな要因の一つになると思いますので、私も今いろんなところで国勢調査の記入をお願いしますということをお願いしてますので、それは引き続き、市としてお願ひしたいと思っております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、10款地方交付税の質疑を打ち切ります。

11款 交通安全対策特別交付金

委員長 質疑を許します。

問（13） この交付金、前年及び前々年の交通事故発生件数が影響するということですが、この5年間の発生件数の経緯についてお聞かせいただきたいのと、あとこれ国勢調査による人口集中地区の人口なども影響するということが書かれているんですけど、今回、今までさんざん言ってるんですけど、高浜市においてはこの間3,089人、前回の国勢調査による人口が少なかったっていうことはこれ影響を受けているのか、影響がもしあるのであればどれぐらいの影響があつたと試算されているのか教えてください。

答（財務） 交通安全対策特別交付金の積算で、まず交通事故のうち人身事故の発生件数が算定基礎となります。令和5年度が123件、令和4年度が121件、令和3年度が121件、令和2年度が126件、令和元年度が133件です。

次に、国勢調査人口の影響ということですが、影響が全くないとは言えませんが、この交付金を算定する際に一番重きを置かれているのが交通事故発生件数ということですので、影響はごく僅かであると考えます。また影響の試算はしておりませんが、反則金の総額のうち、幾ら愛知県に配分されているかとかそういった金額が必要であったり、詳細な算定方法が示されておりませんので試算はしておりません。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、11款交通安全対策特別交付金の質疑を打ち切ります。

12款 分担金及び負担金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、12款分担金及び負担金の質疑を打ち切ります。

13款 使用料及び手数料

委員長 質疑を許します。

問（13） これも以前の私の一般質問とかで取り上げてるんですけど、いまだに公園の中とかグラウンドの駐車場に団体が物置や建物を設置しているところが見受けられるんですけど、目的外使用の手続を行って使用料手数料条例に基づいたこの使用料の支払いがされているのか確認したいと思います。

まず、五反田グランドとフレンド公園について、今の質問についてお答えいただきたいと思います。

答（土木） 今、お話をございました公園につきましては、今、相手方のほうと協議をしておる

場がございます。

問（13） 五反田グランドには、私が知る限りは1台だと思うんですけど、そこ何台なのか、フレンド公園は2台なのかなと思うんですけど、そこをいつからいくつあるのかっていうのを把握されてるのか教えていただきたいのと、あとこれなぜ手続がこんなにされてないのかなっていう理由について、それから使用料、これ実際は幾ら入る予定であったのか教えてください。

答（土木） いつからというところでございますが、フレンド公園につきましては、昨年度、倉庫に所有者を連絡をいただきたいという張り紙を張りまして、今年度、把握のほうを行いました。こちらのほうにつきましては、主にそのフレンド公園で活動するための清掃道具などを入れてございますので、こちらのほうを踏まえて今現在、相手方とお話し合いをしておるところでございます。金額につきましては、算出のほうはしておりません。

答（文化スポーツ） 五反田グランドの倉庫についてということで今手元に資料がございませんので、何台あったかというところが記憶はございませんが、そのうち1台については目的外使用許可の手続を行っておりますけれども、使用料は免除という対応をしております。

問（13） 五反田グランドについては、本来あれば月幾ら取らなければいけなかったのかということと、これ資料見たんですけど、免除の理由が明確でないんですけど、そこ御説明をお願いできますか。

答（文化スポーツ） 申し上げたとおり手元に資料がございませんので、倉庫の面積だとかそういったところが不明でございますけれども、使用料及び手数料条例のほうに定められた規定に基づいて算出をしているというところでございます。

それから、先ほど1台免除のものがあるよということで申し上げましたけれども、こちらはスポーツ協会に加盟しているサッカー協会の倉庫というところで、スポーツ振興という市のスポーツ振興に資する公益的な活動を行っているというところで免除といたしております。

問（13） 碧海グランドと、それから流作グランドにも同じようにあるんですけど、そちらについてはいかがでしょうか。

答（文化スポーツ） 本日は決算特別委員会という場でございますので、そういったグラウンドの倉庫に関する資料のほうは持ち合わせておりませんので、よろしくお願いします。

問（13） 使用料手数料が本当にこの金額でいいかっていうところをしっかり私たち調べたいと思いますので、後で結構ですのでまた資料を持ってお答えいただければと思います。

あと、高取小学校東の土地につきましては、こちらにも建物があるんですけど、そちらは手続

されてるんでしょうか。先ほどと同じように目的外使用の手続を行われているのか、それから使用料の支払いされているのか、それからいつからその存在を把握されているのか教えてください。後でも結構ですので、また教えていただけたらと思いますし、私が知り得る限りのことを今言つたんですけど、ほかに手続が行われていないところがありましたら併せてお聞かせいただきたいと思います。以上で結構です。

答（都市政策部） 市の防災倉庫のお話ですかね。高取小学校の東側、N P O さんの土地ですか、は手続をされておりせん。

委員長 13 番、倉田議員。どこかっていうのを明確に示してもらえないと答えられないので、そこら辺、明確にお願いします。

問（13） 多分そのN P O さんの建物だと思うんですけど、そうやって書いてあるので。目的外使用の使用料手数料条例に基づいた手続をして使用料を頂いてるんでしょうか、頂いてるんであれば幾ら頂いているのか。手続、どのようになっているのか、また後でも結構です、今分からなければ。お願いします。

委員長 答えはいいですか、後で。

答（土木） 後ほどお答えさせていただきます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、13 款使用料及び手数料の質疑を打ち切ります。

14 款 国庫支出金

委員長 質疑を許します。

問（2） 主要成果説明書の 33 ページの 2 の国庫補助金についてであります、中段より少し下の住宅費補助金についてですが、これかなり前年度と比べると大きな伸びを見せておりますが、この理由についてお願いいたします。

答（都市計画） こちら住宅費補助金につきましては、社会資本整備交付金を活用しまして市営住宅の改修工事に充てております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、14 款国庫支出金の質疑を打ち切ります。

15 款 県支出金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、15 款県支出金の質疑を打ち切ります。

16 款 財産収入

委員長 質疑を許します。

問 (13) 主要施策成果説明書 35 ページの不動産貸付収入なんですが、こちらの増えた理由についてお聞かせください。

答 (健康推進) 主要成果 35 ページの不動産貸付収入で 9.8%ほど対前年度よりも増えておりますが、その要因の一部といたしまして、湯山町の高浜豊田病院の運営用地の貸付収入が新たに発生したこと、そして稗田町の旧高浜分院跡地の有効活用を図るといたしまして、高浜豊田病院職員の駐車場として貸付けをしたことによって、おおむね 300 万ほど増加しております。

問 (13) 今おっしゃったいわゆる高豊の職員の駐車場なのかなと思うんですけど、その部分については、いわゆる職員駐車場として歳入に入ってるっていう理解でいいのかっていうことと、あと多分今おっしゃったとこって女性文化センターの東側の部分になるんですかね。そうすると元は女性文化センターの駐車場だったところかなと思うんですけど、その女性文化センターの駐車場は、そこはなくていいってことになるんですかね。文スポーツさんはどうだったのか、そこはよく分からぬので教えてください。

答（健康推進） 旧高浜分院の職員駐車場の貸付収入につきましては、昨年度8月から3月末までという期間を旧高浜分院の跡地、稗田町の部分をお貸しさせていただいたものとなります。そして、女性文化センターの東側の駐車場のお話が出ましたが、その駐車場に関しては令和7年度、今年度から借地をしておるというような契約になります。

問（13） 今の御答弁でいくと、いわゆる旧分院は取壊しがまだ終わったのか終わってないのかよく分かりませんけど、くいが抜かれてないところを分院の職員駐車場に当時していく、その分の貸付料が増えたっていう理解でよろしいんでしょうか。

答（健康推進） 旧高浜分院の取壊しにつきましては、現在、協議を継続している中で、当事者というか、すぐに必要があった場合、明け渡していただけるような形で有償の賃貸借の契約を結ばせていただいております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、16款財産収入の質疑を打ち切ります。

17款 寄附金

委員長 質疑を許します。

問（5） 主要成果説明書の36ページ、37ページの17款1項の寄附費についてお伺いします。

この中のふるさと応援寄附金につきましては、前年度と比べて寄附額が増加しているように見受けられます。まず、その増加の要因や背景について何か傾向などあれば教えていただけますでしょうか。また、寄附の使い道として選択できる区分のうち、その他市長がふさわしいと認める事業については前年度より減額となっております。この理由についても説明可能であれば、併せてお聞かせいただきたいと思います。

答（総合政策） 主要施策成果36ページ、37ページ、ふるさと応援寄附金でございますが、増加の要因でございますが、PR頑張って多少伸びたのかなというのもありますが、一個、背景にあると考えられるのが、令和5年度お米の返礼品が1年間で246万円だったんですが、令和6年度はお米の返礼品が1,315万円と令和6年の8月ぐらいにお米不足になったというところで、お

米の返礼品選択がかなり増えまして、そういったところが増えた要因、背景にあるかなというところは分析をしているというところでございます。

また、その他市長がふさわしいと認める事業が減ってるというところでございますが、寄附する側も自分の寄附したお金がどういったことに使われるっていうのに関心が高くなってきたというところがあるのかな、なので 37 ページの表を見ていただくと、それぞれの事業のところが逆に増えているというところがございますので、そういった目的、何に使われるかの活用の目的意識が高まってきたのかなというのが考えられると思います。

問 (12) 同じく主要成果 36 ページの寄附金について、2つ寄附金についてお聞きします。

まず、ふるさと応援寄附金についてなんですが、前年に比べて 4.8% の増となっているんですが、近隣市の増減状況をどのように把握されているのかと、あとは本市として今後、寄附のさらなる拡大に向けてどのような手立てを講じていくお考えか伺いたいのと、あともう一つ、職員研修基金指定寄附金についてなんですが、令和 4 年度以降、毎年度 100 万円の寄附を受け入れておりますが、これってどのようなところからどのような趣旨で寄せられているものなのか、お聞かせください。

答 (総合政策) 近隣市の状況でございますが、毎年、総務省が調査をしております資料から見ますと、令和 6 年度の実績、本当に近隣市ですけども、碧南市については令和 5 年度より令和 6 年度のほうが下がっております。幸田町も下がっております。西尾市も下がっているという状況です。安城市は増加しております。高浜市は増加ですね。知立市も増えております。半田市も増えております。刈谷市は減っているという状況になります。

さらなる拡大というところですが、本当に我々も教えてほしいというところがございますが、PR と返礼品の開発、ここに尽きるのかなというところがございますので、事業者と協力しながら新たな返礼品の開発だったり効果的な PR の施策を考えて取り組んでいきたいと思っております。

答 (秘書人事) 職員研修基金指定寄附金の御質問につきまして、こちらにつきましては一応寄附の方から匿名を希望されておりますので、どなたから寄附されたということは伏せさせていただきます。なお、こちらにつきましては平成 26 年度以降、毎年 100 万円職員の研修等に充てていただきたいということで寄附をいただいております。

問 (13) 令和 6 年度増えたということで 309 万 4,000 円の増額となってますが、これを手放しで喜んでいいかどうかっていうところで、いわゆる事務経費及び返礼品など必要経費を差し引い

たり、いわゆるうちから出た、ほかにふるさと納税した金額、そのあたりを考慮した金額、昨年と比べてどうであったのかお聞きしたいのと、あと2問目が、この企業版ふるさと納税についてお聞きしたいと思います。これちょっと今全国でもいろいろ問題となってるところがあるんですけど、うちとしては3社あったということで株式会社三洋商店様と株式会社ジェイテクト様、それからタレントスクエア株式会社様より報告があつたってことなんんですけど、これらの寄附金の充当先を教えていただきたいのと、あとジェイテクトが物納って書かれてるんですけど、これどういうものになるのか教えていただけたらとお願いします。

答（総合政策） まず36ページ、37ページ、ふるさと応援寄附金の他市への流出等々も踏まえた、最終的にどれだけ市としてマイナスだったというところでございますが、歳入から歳出、ふるさと応援事業の金額ですけどもそれを差し引いてさらに寄附控除としてほかの市に流れた分、それを差し引いた金額は、令和6年度につきましては1億2,098万2,274円でした。昨年度がこれが1億4,500万ぐらいでしたので、1,500万円ぐらい流出しているという、赤字の額が増えたというような状況になっております。

次に、企業版ふるさと納税でございますが、三洋商店さんから頂いた寄附につきましては小学校の維持管理事業に充当しております。タレントスクエアにつきましては多文化共生事業に充当しております。ジェイテクトさんにつきましては、ハンドソープを420個頂きましたので、これは小中学校に配布をさせていただいているというところでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、17款寄附金の質疑を打ち切ります。

18款 繰入金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、18 款繰入金の質疑を打ち切ります。

19 款 繰越金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、19 款繰越金の質疑を打ち切ります。

20 款 諸収入

委員長 質疑を許します。

問（13） 資源ごみ回収収益金が減った理由についてお聞かせいただきたいのが一つ目です。それからこの資源ごみ回収金の契約について、回収運搬業者が収益金を市に入れてるのか、もしくは資源ごみを受け取る業者がそこから直接市が収益金を受け取っているのか、どちらになるのか併せて教えてください。

答（経済環境） 資源ごみの回収収益金の件でございますが、資源物の買取単価が下落しておりまして金額が減っておるというものでございます。買取事業者と契約をしておりますので、直接買取事業者のはうとやり取りをしております。

問（13） いわゆる収集運搬だけを委託していて、その金額については、例えばその鉄くずを収集しておる業者だったら鉄くず収集業者から毎月なのかどういう形か分からないんですけど、直接、市にそれが歳入として入ってるっていう理解でよろしかったですかね、今の御答弁だと。そこの確認と、あとこの資源ごみの収益価格、これどのようないかで決めてきてるのか教えてもらっていいですか。

答（経済環境） 資源ごみの回収業者というのか、引取業者が持つて行かれますので、そちらに持つて行ってもらうということでございます。買取単価につきましては、毎年、それぞれの事業者さんから金額の見積りをいただいて見直しをしておるところでございます。

問（13） だから買取りは結局、なるべく市としては高いところに買い取ってもらったほうがいい

いわけなので、それは毎月毎月高いところを市が入札か何かで決めてやってるっていうことなんですか。どういうことですかね。これ価格っていうのは本当に上下毎月するんだなっていうのが私もちょっと勉強して分かってきたもんだから。だからそれをどうやってどこに入れてるのかっていうのが、高浜市の場合よく分からんし、今の発言だと本当これよく分からんんですけど、収集運搬をしてるところからお金をもらってるんですか、それとも直接業者から、受け取った業者からもらってる。受け取った業者からもらってるんであれば、それはどこの業者にするかってどのように決めてるのかなっていうのがよく分からんので、そこを教えていただきたいと思います。

答（経済環境） 収集運搬する業者ということではなくて、引取業者から頂くわけですけれども毎月金額を見直しているわけではなくて、年度当初に各それぞれの資源によって金額を決めておりますので、毎月見直しまではしていないというのが現状でございます。

問（13） それはもう売るところはもう最初から決めちゃってるのか、それとも入札でやってるのか、そこ辺が私よく仕組みが分からんので教えてください。

答（経済環境） 現状におきましては、前年の取引きのある事業者さんに引き続き行っていただいているのが現状でございます。入札ということではございません。

問（13） 運搬回収については、これ契約、入札か随契か教えていただきたいのと、あとこれすごい不思議なんですけど、うちが衣浦衛生組合クリーンセンターの敷地内で行ってるペットボトルの回収だけについては、なぜかうちが収集運搬の契約を行ってるし、金額も衛生組合は知らないって言ってるんですよね。そうすると、この衛生組合においての資源ごみの収益金額についてもどのように高浜市に入ってきてるのか、また何で衛生組合のところのペットボトルだけ高浜市がそういうことをしてるのかもよく分からんので教えていただきたいと思いますし、その部分が一体幾らになってるのかについても教えていただきたいんですけど。分からなければ後でも結構ですのでお願いします。

委員長 答弁はどうですか。

答（経済環境） 後ほど、お答えいたします。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、20款諸収入の質疑を打ち切ります。

21款 市債

委員長 質疑を許します。

問（13） 市債の中でまず起債するかどうかについてちょっとお聞きしたいんですけど、例えばこの中で児童クラブの改修事業とか道路の整備とかもそうなんんですけど、そういったことに関しては将来使う人たちが負担するために起債を張るっていうのは理解するんですけど、解体事業とかそういうものに関して今回、起債も張ってるもんですから、そのあたりがなかなか起債でいいのかっていうところが私なかなか理解できないところがあって、そのあたり将来に向けた負担が増えることに対しての考え方というか、結局、一般財源でやるのか、それとも起債するのかっていうところの判断基準とか、そういうものがあるかどうかについて教えていただきたいなっていうことと、あといわゆる国とか県から補助金がない事業もあると思うんですよね。そういうものについて、借入金額、一般財源とそれから借入れするものっていうところで分けてる部分はあるかと思うんですけど、それ設定が何かあるのかどうか、それか特にその基準とかは設けていないのか、そのあたりを教えていただきたいんですけど。

答（財務） まず市債全般の話をさせていただきますが、まず市債、借金をするときには、よく言わるのが財政負担の平準化だとか世代間の負担の公平を調整するとかっていうことは言われますが、今言われたそういう解体事業について物がなくなるものについて起債する基準だとかそういうことですが、あともう一つ起債の機能として一般財源の不足を補完するという意味合いもございますので、そのときの財政調整基金の残高と見比べながら起債をするのかどうかっていう判断をしております。これが一つ判断基準なのと、しいて言えば今財政調整基金 10 億円を堅持していきたいというふうに伝えておりますので 10 億円が維持できるのかどうか、どれぐらい減ってしまうのかどうかっていうところが一つ判断基準になります。

2つ目の国や県の補助金がない事業についての借入金額については、起債のメニュー様々あります、それぞれ充当率というものがありますので、今現在ではその充当率、目いっぱいを借りているという状況でございます。

問（13） 今回こうやって起債の令和 6 年されたものが一覧としてあるんですけど、逆に借り入れることなくて一般財源のみで行うようなものがあるのかどうか、そういうことに対して何か考

え方があるのか、一度お聞かせいただきたいなと思います。

答（財務） 少額のものは一般財源で対応していきます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、21款市債の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 25 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可します。

答（税務） 先ほど 13 番委員から御質問のありました、法人市民税の不均一課税を行っている自治体の理由についてでございます。

まず、みよし市につきましては、こちらは標準税率を適用している市でございます。

不均一課税を適用している主な理由としましては、産業振興及び都市基盤の整備のためっていうのが、その理由となっております。以上でございます。

《歳 出》

1 款 議会費

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、1款議会費についての質疑を打ち切ります。

2款 総務費

委員長 質疑を許します。

問（2） それでは、主要成果説明書の49ページをお願いいたします。

3目の市民活動支援費の中の（3）委託料についてであります、この町内会運営支援システム「CHIKUWA!」（ちくわ）であります、これ実証実験ということで一般質問でもちょっと聞かせていただきましたが、5町を実証実験を行ったということで、実際どのような機能を備えていたかということ、また、その検証の結果と効果についてお聞かせください。

それから、2点目であります62ページをお願いいたします。

62ページの広報広聴活動費のその他の一番下の高浜市市勢要覧ということで、こちら市ホームページ等で紹介ということであります、市勢要覧、基本的に自治体によって立派なものを作つて見えるところもあるもんですから、今回冊子として配布せずにホームページのみであったかつていうことの確認をお願いします。

それともう一点、65ページをお願いいたします。

消耗品費・備品購入費であります、さすまた3種類購入されたということで、こちら機能的に大きな違いがあるのかということで、設置箇所についてそれぞれの特性を生かしたものを作りましたということであるのか、その辺確認をお願いいたします。まずは、3点のみお願いします。

答（総合政策） まず、主要成果49ページ、町内会運営支援システム導入委託、電子回覧板システムの関係ですが、機能といたしましては、その名のごとく電子回覧、いろんな広報だとか町内会独自のチラシだったり、案内が町内会の中の会員と共有できるようなそんな回覧システム。あとデータフォルダということで、資料をずっと共有していくようなそんなフォルダ機能もございます。あと役員同士とか会員とかのチャット機能も備えているというところがございます。

今後、いろいろオプション機能等も発展していくとは思いますが、まずは、今はシステムに慣れるという形で…すみません。最初の頃から1町増えて現在6町で導入の、まず試して積極的に使っていただいたというようなところがございます。

その検証でございますが、やはりなかなかそういう機械にたけた方は積極的に使っていただいても、私も入ってるんですけども、なかなかすごいどんどん上げてくるような状況で非常に使ってても楽しそうに使ってるっていう方は見えます。ただ、なかなか疎い方は入れたはいいけどなかなか触れないなというような相談、逆にもっとこういう機能はないのかというような御相談も結構受けているというところで、実際に入れてる6の町内会の会長さんにアンケート調査を行

いました。その結果、3つの町内会で満足している、1つの町内会でやや満足している。満足していないというところ1町内会、分からぬといいうのが1町内会といいうところで半数のところは現時点では満足いただいているといいうところなので、今後ちょっとそこら辺、さらなる使い勝手のよさを見ていきたいと考えております。

次に、主要成果 62 ページの市政要覧でございますが、こちら企業さんから頂いた寄附を元手に市政要覧を作成をいたしました。冊子についても若干印刷を作っております、基本的にはデジタルでの配信としたところですが 500 部印刷もしております、そちらにつきましては、市を PR する機会に活用するというような形で考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

答（行政） 主要成果の 65 ページの庁舎管理事業、消耗品費・備品購入費のさすまたについてお尋ねでございました。

こちらのさすまた、御質問のとおり、軽量さすまた、キャッチマスターPro 不動、さすまた弁慶という機能のそれぞれ異なるさすまたを購入してございます。その機能の違いと、あと従来どおりのさすまたが置いてあるということ、場所もあるということなどを考慮いたしまして配置をいたしたものでございます。

軽量さすまたは形状といたしましては、通常のさすまたと同様なのでございますけれども、通常のタイプよりもちょっと軽いといいうところ。キャッチマスターPro 不動につきましては、捕縛機能がついているものということ。さすまた弁慶については、小型のさすまたなんですけれども、ちょっと痛みを与える機能がついているということで、女性でも使いやすいといいうところに着目いたしまして配備したものでございます。

問（2） 先ほどの「CHIKUWA!」についてなんですが、ちなみに論地町さんでペーパーレスでやられて、「CHIKUWA!」を有効活用してみえるということと I T 担当の役員がいるということで、しっかりやっているところであります。

それでは、69 ページをお願いいたします。

こちら市民予算枠事業交付金についてであります、共同推進型の一番下、これ神谷冬也（かみや とうや）さんというふうにお読みするのかな。この神谷冬也さんというのは、個人での申請というか行われて、個人で活動を行われたのかっていうところの確認と、あと内容について少し説明のほうをお願いいたします。

それから 71 ページでありますが、（4）こども・若者会議の開催についてであります、委託先、特定非営利法人アスクネットと書かれておりますが、どのような団体かということですね。

この会議を開催したことによって成果というか、そのあたりの御説明をお願いいたします。

73 ページをお願いいたします。

アシタのたかはま研究事業の（2）高浜市電子クーポン事業の実施についてであります、こちらなかなかちょっと P R という点で少し難儀をされた部分があるかと思いますが、実際の、再度確認ですが、周知の方法と、この L I N E の登録者数であります市内外問わず登録があったということで、もし可能であれば内訳、市の登録者それから市外の登録者どれだけあったのかつていうのを確認のほうをお願いいたします。

答（総合政策　主幹）　まず 69 ページ、市民予算枠交付金の神谷さんのお話をさせていただきます。まず、神谷冬也さんにつきましては、個人で若者応援版ということで今回申請をされております。内容としては、児童健全育成事業ということで絵本を作っていただきまして、タイトルが「鬼のランプが灯る街」ということで高浜の伝統文化、伝統産業みたいなところを本にしているだけで児童の方に広めていただく、そういう活動をしていただきました。

続きまして、71 ページですね。

こども・若者会議のアスクネットのお話ですけども、（特非）アスクネットは福祉のほうでステップとか運営されている団体さんでして、児童だとか中高生、そういう方たちを集めるというところ、そういう会議をやられるというところで非常にたけているというところでお願いをさせていただいた次第です。

実際に、主要成果にも書いてあるとおり、人数は 10 数名という形で皆さんお集まりいただいなんんですけども、4 回やった成果といたしまして、やはりなかなかこちらとしては若い人を集めるのは難しいなというふうにも感じましたが、集まって来ていただいた方の感想とかを聞きますと、やっぱりなかなか自分たちで市のことを考える、そういう機会がなくてこういったことがあることによっていろんな方のお話を聞くことによって市のことをもっともっと考えたり、好きになったりっていうことを感想で述べられておりましたので、こういった方たちの意見も参考に、またいろんな若い方たちをもっともっと取り入れるそういう施策を進めていきたいと思っております。

答（総合政策）　主要成果 73 ページの電子クーポン事業の部分の効果のところで、L I N E の登録者数とその内訳というところでございますが、ちょっとこの L I N E クーポン事業のっていうところではないかも知れないけど、最新の L I N E の登録者数とその内訳ということで御回答させてもらいます。

令和7年10月3日の時点で、LINEの登録者は3万6,915人となっております。近年、受信設定を促しておりますが、なかなか全員の受信設定がまだなってないですが、受信設定をしていただいている市内の方、市外の方の設定をしていただいている人で見ますと、市内で登録をいただいている方が67%、5,539人、市外で登録している方が33%で2,737人というような受信設定の内訳になっております。

これを全体に割り戻しますと、市内の方67%なので2万4,700人ぐらいが市内の方、1万2,000人ぐらいが市外の方というような内訳になってございます。

問（2） 今の答弁の中で一点だけ確認させていただきたいんですけど、こども・若者会議についてであります。どこかの市でまとめて市長に提言を行ったっていう話題の市もありましたが、実際に提言というか、何かまとめて市のほうに意見というか、提言されたかということを確認させていただきたいのと、あと78ページの（8）生成AIシステムの運用ということで、職員の業務の効率化・高度化を図るために生成AIシステムを運用しましたということで、実際にこれどのような業務に使われたかっていうこともお聞きしたいと思います。

最後にもう一点だけ。10番の公共施設予約システムの運用ということで、こちらも開始されておりますが、これ導入されたことによって利便性の向上とか効率性が高まったと思いますが、反面ちょっとこれ他市の事例いろいろ聞いておりますと、利用料の徴収・滞納とかその辺の徴収についての課題と、キャンセルについての課題もあると聞いておりますが、本市についてはいかがでしょうか。

答（DX推進） 主要成果 78ページの生成AIシステムについてと、公共施設予約システムについて御質問いただきました。

まず、生成AIシステムをどのように使われているかというところでございますが、こちらについては、例えば文書作成ですかアイデア出しとか、会議とかいろんな資料について要約を作成したりですか、あと多言語の場合、翻訳に使ったりですか、一部の職員についてはプログラミングに使ったりといったことで活用しているということがございます。

2点目の公共施設予約システムについてでございますが、こちら令和6年度から使っておりまして、利便性、課題についてですけれども、各施設所管グループのほうから、例えばその使い勝手等についてやっぱりシステムのそのものがちょっと分かりにくいかという、ちょっと慣れてないっていうところもあって分かりにくいかという御意見を聞いているというのはありますけれども、そこは施設の窓口でも従来どおり予約の受付もしていますし、また使い方についての不明

な点があれば、窓口で御案内していただいているというところございます。

また、これからもどういった課題があるかっていうところが出てまいりると思いますので、そこをDX推進グループがシステムを統括しておりますので、そういった意見を集約して改善に努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

答（総合政策　主幹）　71ページのこども・若者会議の件についてお話させていただきます。

こども・若者会議を全部で4回やりまして、4回目に報告会ということで、前の市長さんにも来ていただきまして、子供たちのほうに提言みたいなことをしていただきました。もともと高浜市と子供たちと場所とやりたいことみたいなものを掛け合わせて何ができるかみたいなことをずっと研究をしていた中で、それを前市長さんほうにお話をさせていただいて、今後また一緒に何かやっていけないかみたいな話をさせていただきながら、その後前市長さんと座談会みたいな形をやって子供たちにも今後大人になっていくためにどういうことをやっていこうかみたいな話をされたというふうに聞いております。冊子みたいなものも少しまとまっておりますので、ホームページ等でも公開させていただいていると思います。

問（2）　最後の公共施設予約システムの運用についての部分なんんですけど、一番お聞きしたかったところが、やはり共通化の問題として利用料の徴収に関する課題とキャンセル、あと重複の予約というか、その部分についてちょっと課題というか問題点あつたらお願ひします。

答（DX推進）　滞納やキャンセル等についてでございます。

このシステムについて、支払いについては今までどおり現金等でのやり取りとさせていただいているので、そちらについては窓口での対応という形になってございます。

また、予約が重複している云々っていうところについては、予約状況が利用者画面で見れる状態になっておりますので、それを見つつの予約という形を取っていただいているります。

問（5）　では、5件伺いたいと思うんですけども、まず、3件伺いたいと思います。

62ページの2款1項8目の広報広聴活動費についてお伺いします。

今回、新たに公式インスタグラムのアカウントが開設され、運用が始まっていることが記載されていました。非常に現代的な方法手法であり、今後の市民とのコミュニケーションの深化につながる取組だと感じております。

一方で、今回の事業について新たな財源や経費の記載が見られなかったように思います。これは府内業務として既存の職員の方の業務時間内で対応されているという理解でよろしかったでしょうか。また、インスタグラムの運用開始から一定の期間が経過しているかと思いますが、現

時点で市民の皆様からの反応やフォロワー数の推移など何か手応えや課題などがあれば併せてお聞かせいただきたいと思います。

2件目が、76ページの企画費のペーパーレス会議システムの運用についてお伺いします。昨年度の決算審査や一般質問でも紙の使用量削減に向けた取組についてお尋ねをさせていただきましたが、引き続き、関心を持って見守っております。そこで、令和6年度における紙使用量の削減状況について、具体的にどの程度の削減が図られたのか。例えば、削減枚数や削減率といった数値があれば教えていただければと思います。また、運用上の課題や、今後さらなる削減に向けた取組などがあれば、併せてお聞かせいただければと思います。

3件目が78ページ、企画費のオンライン予約システムの運用についてお尋ねいたします。オンラインでの予約システムが導入されたことにより、行政手続の簡略化や市民サービスの質の向上、そして業務の効率化などが進んでいるのではないかと期待をしております。そこで、こうした導入による効果によって、現時点で感じておられる点があれば教えていただきたいと思います。合わせて、実際の利用状況としてこれまでにどのような業務や窓口で活用され、どのくらいの件数の予約利用があったかなど、具体的な数値や市民の反応があればお伺いできればと思います。

答（総合政策　主幹）　私は、62ページのインスタグラムの取組についてお話をさせていただきます。まず、委員おっしゃられた財源とか経費の部分につきましては、基本的には時間内に総合政策の職員が担当して動画を作成させていただいております。ただ、主要成果にも載せさせていただいているとおり、キャンペーンだとかそういったものを打ったときには、少し商品としてクオカード等を購入するというところの財源は必要になっておりますけども、基本的には職員のほうで動画を作らさせていただいているとおりです。

また、市民の反応、フォロワー数というところになりますが、実際このインスタグラム自体は令和6年の9月17日から開設をしております。この前にFacebookという他のSNSを市のほうで公式をやっておりまして、これは平成26年から10年間ぐらい運用したんですけども、フォロワー数は1,237という形でした。今回インスタグラムを開けて約1年弱になりますけども、現在フォロワー数が、921名という形になります。1年弱で900人ぐらいに伸びているというところ。これはやはりインスタグラム自体が若い方が比較的見られるというところもあると思うので、そういう方が短い時間で見ていただけるというところは非常にいいのかなというふうに思っております。

また、課題等につきましては、ただなかなか更新も市のほうで1週間に1回程度頑張って職員

のほうで作らせていただいておりますけども、市のやはりイベント等、限定されたところもどうしても多いというところがあります。また、ふるさと納税等、ピークが 12 月にあったりしますけども、そういういった何か皆さん気が気になる、SNS をよく見る時期っていうのはどうしてもあると思いますので、そういういった時期に合わせて何かキャンペーンを打ったりそういうことをして、フォロワー数をもっともっと増やして情報発信をたくさんできたらいいかなというふうに思っております。

答（DX推進） 2点いただいております。

まず、ペーパーレスの会議システムの借上料についてでございます。こちらについてですけれども、DX推進グループで把握している範囲ではございますが、少なくとも令和6年度、約 29 万枚は削減がされているというようなことを承知してございます。こちらについて、ここではシステムについてにはなってございますけれども、こういったペーパーレス、例えば紙で印刷するのではなくてデータ化をして、今我々が使っておりますこのタブレットですとか、業務用のパソコン等でそういうやり取りする、共有するっていうことを行っていくっていうことが意識として必要になってくるということが課題として挙げられると考えます。

続きまして、2点目のオンライン予約システムについてでございます。こちらの利用状況でございますが、大きくマイナンバーカードの予約システムとしての機能、またお悔やみ窓口といつたことで予約をするというような形で利用しているというようなことがまずございます。

件数についてでございますが、マイナンバーカードの交付の予約件数、令和6年度は 2,100 件ほどで、お悔やみ窓口の利用件数については、318 件受け付けているというふうに聞いてございます。あと、この予約についての市民の声についてでございますが、マイナンバーカードの予約システムについては特に使いづらいといった御意見はいただいてはないそうですが、やはりネットで予約の仕方が分からぬって方はお電話で予約されるっていうようなことが増えてることでございます。（後述訂正あり）

また、お悔やみ窓口につきましては、このネットと電話、来庁というような形がございますが、ネットでの予約が最も多いというふうなことを聞いておりますので、その意味では使いやすいという仕組みであるというふうに言えるかなというふうに感じます。

問（5） 続きまして、93 ページの 2 款 1 款 18 目の防災対策費の工事請負費に計上されている水防倉庫撤去工事についてお伺いします。

今回の撤去工事の対象となった水防倉庫の場所についてお尋ねするんですけども、春日町の大

山緑地の南西側にあったものかと認識しておりますが、そちらでよろしかったでしょうか。

続いて、同じく 96 ページの 2 款 1 項 22 目の災害支援費の災害支援活動事業につきまして、その具体的な事業内容についてお伺いしたいと思います。

以上、2 件お願いします。

答（防災防犯） 御質問がありました水防倉庫につきましては、議員おっしゃるところでございます。2 間目の災害支援費、もう一度お願いいたします。

問（5） 災害支援活動事業の具体的な事業内容になりますので、人事さんになるかと思いますけど、よろしくお願いいたします。

答（秘書人事） 96 ページの災害支援活動事業の具体的な内容につきまして、こちらは令和 6 年 1 月に発生した石川県志賀町の能登半島地震に対する職員派遣になります。

石川県志賀町から愛知県に対して職員派遣の要望がございまして、愛知県により県下の市町村職員の派遣依頼がありまして、令和 6 年 1 月 28 日から 5 月 26 日の間に 7 名の職員を派遣させていただきました。そのうちの令和 6 年度分の決算がこちらになります。

問（5） 事業内容ですので、派遣された先での活動内容とかをお聞きできればなと思います。

答（秘書人事） 派遣した職員の業務の内容につきましては、被災者への罹災証明書の交付に当たり、住家の被害認定の調査を行ったものとなります。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 00 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承お願いいたします。

ここで、当局より発言を求められておりますので、これを許可します。

答（税務） 午前中の 2 番委員の御質問に対します、答弁の訂正をお願いしたいと思います。

主要成果の 23 ページでございます。法人市民税の均等割につきまして、鉄工関係で法人数が減っているにもかかわらず、なぜ均等割額が増えているかっていう御質問かと思います。

これにつきましては、均等割が年額 304 万円の法人につきまして、令和 5 年度に係る事業年度において予定申告の納付義務がなくなったことによりまして、その年は 150 万円の納付、翌令和 6 年度の確定申告におきまして、1 年丸々の 300 万円の納付で、この差額 150 万円が均等割額増の主な要因でございます。

答（DX 推進） 午前中の野々山委員から御質問いただきました、オンライン予約システムの関係で、私お悔やみの窓口利用件数 318 件というふうに回答させていただきましたが、こちらは全体の件数ということで、実際のシステムを使った件数につきましては、151 件ということでございます。

委員長 それでは、2 款総務費について質疑を許します。

問（1） それでは、2 点ほどお聞きいたします。

まず、2 款 1 項 12 目公共施設予約システムの件。これ午前中荒川委員がお聞きになって、その中の答弁で、使用料の支払いについては現金のみであると答弁があったと思うんですけども、主要新規の概要の 16 ページに、決算額の内訳でキャッシュレス決済手数料 1 万 1,000 円と載っております。これはどういった形で出てるのかっていうことがまず 1 点と、続いて、同じく 2 款 1 項 16 目防犯カメラ、概要の 22 ページ、防犯活動推進事業（防犯カメラ設置費補助金）です。これ 6 年度が予定では 5 団体の予定でおったのが 1 団体、向山町さんの 1 か所に設置されたということなんですが、これ 1 か所だけで済んでしまったというか、しかつかけなかった何か理由とかあるのか。また、7 年度同じ予算計上されて同じように 5 団体を予定されてると思うんですけども、7 年度の推移というか、今の現状でどのような形で申込みがあるのか。また、設置されたのかをお聞かせください。

答（DX 推進） 主要新規 16 ページにございます公共施設予約システムのうちのキャッシュレス決済手数料についてでございます。こちらについては、システムを導入する際にキャッシュレスの機能もついているというふうなシステムでございましたので、まずはシステムを導入する際に初期費用という形で、こちら決済手数料という形で執行したといった形になってございます。

答（防災防犯） 御質問のありました防犯カメラ設置費補助金ですけども、令和 6 年度につきましては予算に対して 1 か所の執行となっております。委員御質問のとおり、向山町町内会さんが設置されたものでございます。令和 7 年度につきましては、相談のほうは数件受けてはおるんですが、現時点で今年度におきましてはまだ設置補助の申請はございませんで、相談を受けている中でやはりお話を聞くと価格の問題等がありましたので、市としましては普及啓発するとともに、

安価なカメラについてもPRするなど周知を今行っているところでございます。

問（6） 3点お願ひいたします。

主要新規事業の12ページ。先ほども午前中も質問があったんですけども、こども・若者会議のところで、延べ人数が39人ということでしたが、参加された方の学年の内訳と、あと学年が偏らないよう工夫を行ったかどうかを教えてください。

次に、主要成果説明書の83ページ、2款1項14目電算管理費の行政手続オンライン化対応のところですけれども、子育て関係及び介護関係の26業務の電子申請について、主にどのようなものが多かったのかということと、この事業の成果と、今後も増やしていく考えなのかを教えてください。

最後、主要成果説明書の101ページ、2款3項1目マイナンバーカードの交付なんですけれども、昨年より交付枚数が減少しています。持ちたい人はもう申請して、おおむね持っていらっしゃるかなって思うんですけども、令和6年度末ではどのくらいの方が持つてみえるのか。今までも普及促進の取組をされてきたと思うんですけども、課題があれば教えてください。

答（総合政策） 主要新規事業の概要の12ページ、こども・若者会議の参加してくれた子供、若者の学年とその分布ですが、年代につきましては小学校3年生ぐらいから大学生の子たちが参加をしてくれているというところがございますが、詳しくどの学年が何人というところまでは把握をしておりません。また、工夫というところですが、今回参加募集にすごいやはり苦労しまして、なかなか工夫が出来なくて本当はもうちょっと参加を求めたかったんですが延べ39人というような結果に終わっているので、今後ちょっとそこら辺は改善をしていきたいと考えております。

答（市民窓口） マイナンバーカードの交付枚数についてでございます。6年度末までにマイナンバーカードを交付した枚数は、4万4,156枚でございます。単純に人口比率にしますと90.2%ですけれども、こちらの交付枚数には再交付した枚数も含まれておりますので、およそでいいますと普及率としては約8割ぐらいかなと見込んでおります。

また、普及促進についてでございます。今8割方の人が持っている状況ですけれども、なかなかやはりマイナンバーカードを持ちたくないという方も一定数おられますので、その方に対してどうやってマイナンバーカードを持っていただくかっていうことが課題かなと認識しております。

答（DX推進） 主要成果83ページの行政手続オンライン化対応業務委託についてでございま

す。こちらいわゆるぴったりサービスについてでございますが、全体の申請件数については不明ではございますが、主な利用といたしましては、引っ越しのワンストップサービスについての件数が多いというふうに聞いておりまして、月大体 50 件程度はこのサービスを使っているといったことを聞いております。

問（7） 4 点お聞きいたしますので、2 点ずつお聞きします。

まず、主要施策成果説明書の 58 ページ、2 款 1 項 7 目の職員管理費の 3 職員の研修事業の内部研修で、ワークライフバランス研修を実施されたとのことです、その後、職員の意識や勤務の実態にどのような変化が見られたのか。時間外勤務の状況も含めて把握されていることがあればお聞かせいただきたいのと、60 ページに記載されている長時間労働者に対する面接指導等の時間外勤務が 1 か月で 100 時間以上の職員 4 名は、ワークライフバランス研修の対象者に含まれているかどうか、可能であれば教えてください。

2 つ目に、主要施策成果説明書の 71 ページの（5）、主要新規事業等の概要の 13 ページの No. 6、みんなでまちづくり事業ですけど、交付金、e スポーツですが、交付金を活用した単年度事業ではありますが、成果・実績に参加者からの評判もよかったですと記載されています。それにもかかわらず、事業は令和 6 年度で終了とされた理由について、費用対効果の観点も含めてお聞かせください。

答（秘書人事） まず、ワークライフバランス研修の件になるんですが、こちらにつきましては管理職を対象とした研修とさせていただいておりまして、主にそれぞれの部署の職員が介護や育児、そういったことに対する理解を深めて、お互いさまの気持ちで協働して仕事ができるような仕組みを皆さんで考えていただく内容の研修を実施させていただいております。その成果といたしましては、そちらを受講した管理職がそれぞれの部署で職員のといった働き方を支援していくような取組につなげていただきたいというようなことをしております。

時間外につきましては、特にこの研修をしたから減るとか増えるってことはございませんが、新型コロナが明けて以降、毎年時間外は減っている現状ではありますが、昨年度と比べて今年度少し時間が増えている状況でございます。

続いて、長時間労働者に対する面接指導 4 名になるんですが、こちらの 4 名は全て管理職ではない職員となりますので、ワークライフバランスの研修の対象ではない職員となります。

答（総合政策 主幹） 主要成果 71 ページの（5）e スポーツを活用した交流事業についてお答えさせていただきます。

まず、この取組自体が単年だというところでしたけども、補助金自体が活用できるのが単年というところで、そちらで今回いろんな取組をさせていただきました。委員おっしゃるとおり好評で、非常にお子様から多世代の方に非常にいろいろ活用していただいたものになります。昨年度の補助金を使っていろいろゲーム機等を購入させていただいておりまして、令和7年度につきましても、例えば健康自生地であるおいでん茶屋だとか、そういったところで高齢者に向けてｅスポーツを活用した交流事業みたいなものを、また栃木県女学園大学の方とも一緒にやらさせていただいている。なので予算は今7年度自体は計上しておりませんけども、引き続き事業を継続しながら多世代に交流ができるような、そういったもので活用していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

問（7） 次に、主要施策成果説明書の77ページ、2款1項12目企画費の10、ICT推進事業の（5）テレワークシステムの運用ですが、令和6年度にテレワークを利用した職員数と日数を教えてください。

最後に、主要施策成果説明書90ページ、2款1項16目防犯対策費の1の（2）工事請負費の防犯灯工事について、新設、撤去、移設、その他のそれぞれの金額を教えてください。

また、防犯灯工事の内訳を見ると、新設よりも撤去の基数が多くなっているんですけど、これは一度撤去した場所に改めて設置したのか、それとも別の場所で新設と撤去を行ったのか。また、移設も含めて考えると結果的に防犯灯の数は増えたのか、減ったのか教えてください。

答（秘書人事） テレワークシステムの活用職員数なんですが、およそ50名ぐらいの職員が活用しております。活用した場合は1日在宅でテレワークされますので、1人につき7時間45分の勤務とさせていただいております。

答（防災防犯） 御質問のありました防犯灯の設置工事費につきましてですが、新設、撤去につきましては、電柱等につけておるんですが電柱自体がなくなると、一旦撤去して別の電柱に付け替えますので、そういったことがありますので重複している件数になりますが、実際でいきますと2件の減という形になります。

金額につきましては、新設、撤去等でありますが新設、新たな電柱につけるのが約143万5,000円、撤去費用が約129万3,000円という形になっております。

問（7） テレワークを利用した日数ですけど、時間じゃなくてトータルで6年度何日間か、お願いします。

答（秘書人事） 令和6年度につきましては、212日にトータルでなります。

問（12） 2款では、6つ事業をお聞きしたい。まず、3つお聞きします。

主要成果の60ページ、2款1項7目職員の衛生管理事業でストレスチェックについて伺います。受験者308名のうち、高ストレスと判定された職員が57名で、高ストレス率18.5%となっています。全国平均が約15%とされる中で、やや高い数値じゃないかと言えます。市としてこの結果どのように分析をされているのか。部署別や職種別の傾向などを把握しているのか伺います。

あと、高ストレスと判定された職員のうち、臨床心理士との面談に至ったのは1名。医師面談はゼロ名にとどまっています。フォローアップが十分に行われているとは言い難い状況ではないかと思うんですが、面談につながらない要因をどのように捉えて、今後どのような改善を図っていくのか、お聞かせください。

さらに、こうしたストレスチェックの結果を職員のメンタルヘルス対策や職場環境の改善にどのように生かしているのか、具体的な取組について伺います。

次に、61ページの2款1項8目の広報広聴事業、広報たかはまの発行に加えて、LINE公式アカウントやインスタグラム、デジタル広報誌「マチイロ」など多様な媒体を活用した情報発信に取り組まれております。こうしたデジタル媒体を通じてより多くの市民にタイムリーに情報を届ける取組は非常に重要だと考えます。一方で、高齢の方などの中にはこうしたデジタル媒体を使うのがなかなか難しいという方もおられます。その場合、やはり紙の広報誌が重要になってくるんですが、町内会に加入していない、しかも公共施設までなかなか取りに行くことができない困難な方もおられます。こうした方に対してどのように広報誌を届けていくのか。令和6年度はどのような対応をされたのか、また今後どのように改善していくのか、お考えをお願いします。

3つ目、76ページの2款1項12目ICT推進事業の（1）外国語翻訳システムの運用で、外国語翻訳システムは市役所やいきいき広場にタブレット6台設置して外国人対応の補助として運用されております。令和6年度は使用状況を踏まえて、同時接続ライセンス、これ5から2に減らしているとのことでしたが、決算ではそのとおり経費が3分の1程度に減少しています。このシステム、外国人市民が安心して窓口を利用できる体制を確保する上で重要な備えだと考えます。そこで伺いますが、ライセンスを2人減らして運用した結果、支障はなかったのか。また、災害時などの非常時においてこうした多言語対応の手段として有効だと考えますが、そのような場面での活用も視野に入れておられるのか、お聞かせください。

答（秘書人事） 主要成果60ページの衛生管理事業のストレスチェックの件につきまして、まず高ストレス者の率が18%というところですが、委託しておりますIMH研究所にお聞きしたと

ころ、大体 15%から 20%ぐらいはいろんな企業で起こるところなのですごく心配をする必要はないけれども、職場の皆さんの様子を見ながら必要に応じて心の健康相談等を活用するように声かけを行ってくださいということを声かけをいただいております。

なお、高ストレス者 57 人のうち臨床心理士の面談が 1 名ということなんですが、こちらにつきましては高ストレス者がどなたかというところが秘書人事グループには結果が戻ってまいりません。それぞれの高ストレス者の職員に対して臨床心理士の申込みの通知が届きますので、本人がストレス結果を見た上で、必要に応じて臨床心理士の申込みをするものになりますので、こちらとしては通知で必要に応じて受けてくださいということを周知することはできるんですが、その先は本人の意思によって決められるものとなります。

なお、その先の医師面談につきましては、臨床心理士の面談を受けた際に、臨床心理士が必要に応じて医師面談の予約をさせていただきますので、今回 1 名の者が医師面談を希望しませんでしたのでこちらゼロ名になっております。

また、こちらの結果をどのように活用しているかということなんですが、このストレスチェックの結果につきましては、各種部署ごとでストレス度が高いかどうかというようなストレス判定図というものが結果が出ます。それを基にこちらのストレスチェックを実施している IMH 研究所の臨床心理士の方が年に 1 回、管理職に向けてそれぞれの職場のストレス対策についてメンタルヘルス研修を行っております。各所属長につきましてはこちらの研修の内容を受けて、それぞれの部署のストレス対策に役立てていただくことで改善の内容とさせていただいております。

答（総合政策） 主要成果 61 ページ、広報の配布についてでございます。町内会にも入っていないでデジタル関係でもなかなか見れないよという方に対しての取組ですが、これまでも答弁させてもらっておりますが、市内のコンビニ 15 店舗、公共施設では市役所をはじめ 122 施設、あとは高浜豊田総合病院、また吉浜県営住宅については代表の方が一括で取りに来ていただいて配布をしてくださっているという事例もあります。そういうところで設置をして、必要に応じて持っていっていただくというような形でお願いをさせていただいております。

答（DX 推進） 主要成果 76 ページの外国語翻訳システムの運用についてでございます。こちらにつきまして設置をしている部署のほうに確認したところ、いきいき広場の 2 階ですとか 3 階のほうで使ってるっていうふうなことを聞いております。特に何か支障があるかというところについては、便利に使わせてもらっているというようなことで伺っております。

また、災害時の想定ということでございますが、ネットワークが生きてるという前提にはなるかと思うんですけれども、やはり必ず通訳の方がいらっしゃる場面とは限らないと思いますので、こういった翻訳システムを活用できるかなというふうに考えております。

問（12）先ほど広報広聴の広報誌の件なんですけど、今後の改善がちょっと答えなかつたんですが、今までどおりとかそういう考え方かどうかっていうのをお願いします。

あと残り 3 つについて、主要成果の 88 ページ、2 款 1 項 14 目情報系府内 LAN 管理事業ですが、（2）負担金のあいち情報セキュリティクラウドについて伺います。

本市のインターネット通信は県が一元管理するこのクラウドを経由して行われているかと思いますが、仮にこのクラウド上で障害が発生した場合には、名古屋市を除く県内全ての自治体が同様にインターネットに接続できなくなる仕組みでいいのかどうか。その場合、市のどのような業務に影響が及ぶと想定されるのか、これまで実際にそうした事象が発生したことがあるのか、あるとすれば、復旧までにどの程度の時間を要したのか。また、代替手段などの備えについてお聞かせください。

次に、91 ページ、2 款 1 款 17 目市民相談事務事業（2）委託料、ポルトガル語の通訳員の増設が書かれております。本市の外国籍住民は 4,000 人を超えて、国籍数も 35 か国に及ぶかと思います。ブラジルの方に次いでベトナムやフィリピンの方も多く、近年はベトナム籍の方が特に増加しております。こうした中で、令和 6 年度においてポルトガル語以外の言語での対応に支障はなかったのか。また、多言語での相談が寄せられた場合の対応状況や課題について伺います。

次に、92 ページ、2 款 1 項 18 目防災活動事業。災害時の避難所運営や衛生環境の確保については、国際的にスフィア基準と呼ばれる人道支援の最低基準が示されております。この中ではトイレや居住空間、給水量など被災者が健康と尊厳を保って過ごすための環境づくり、これが重視されております。本市の避難所において、こうしたスフィア基準の考え方はどの程度参考にされているのか、お聞かせください。以上、お願ひいたします。

答（総合政策）61 ページの広報広聴事業の今後の改善についてというところで答弁が漏れてしまして、申し訳ありませんでした。こちらにつきましては、市長の所信表明の中でもあったと思いますが、町内会の負担軽減というところもあります。町内会を経由した配布については今後見直しをしていくというようなところでございますが、具体的にこうするというのがまだなくて申し訳ないですが、今後検討していくというところでございます。

答（防災防犯）御質問のありました避難所の環境面につきましては、委員御質問のとおりスフ

イア基準というのが国際的に定められております。主なものとしましては、やはり衛生面の問題もありますが、1人当たりの面積という形になりますが、スフィア基準でいきますと4平米という形で設定されておりますが、なかなかこれを満たすのは厳しい条件でありますと、現時点では高浜市におきましては3平米っていう形で対応しております。またトイレ等につきましても、従来のトイレの基準ではなく簡易トイレといった形で、凝固剤を使って個々の避難者の方がそれぞれ処理できるようなことを目的としまして導入しております。これによって、衛生面の確保については、従来のトイレ設置よりは改善されているというふうに認識をしております。

答（DX推進） 主要成果 88ページのあいち情報セキュリティクラウドについてでございます。まず、障害が今まで起きていたかっていうようなところでございますが、把握する限りは特に障害、何か止まるといったことは報告は受けておりません。実際に止まったときにどうなるかっていうなところでございますが、こちらの職員が使っているメールですとかそういうところがこのセキュリティクラウドを通ってまいりますので、一旦そこが止まるという形にはなってくるかなど推測いたします。もしこれが長期にわたるっていうふうなことであれば当然県のほうから連絡があるかとは思うんですけども、そのセキュリティクラウドを回復するのを待つか、それが長期化するということであれば別の代替手段というものを検討する必要があるかなというふうに考えております。

答（市民窓口） 窓口通訳の件でございます。窓口通訳はポルトガル語のほかにベトナム語の通訳を1名配置しております。また、そのほかの言語の対応については、翻訳端末などを使って対応しているところでございます。

問（12） 先ほどのスフィア基準の話なんですけど、まだそこまでの基準に満たされていない。この後、その基準を持っていこうとされていくのか、お願ひします。

答（防災防犯） トイレとかパーテーションとかにつきましては備蓄の数を増やすということで対応が可能だと思いますが、やはり避難所の面積の関係でいきますと、今年の3月に内閣府が新たな南海トラフの被害想定を出されました。現在、愛知県のほうが独自の被害想定を検討しておりまして、予定では来年の6月に愛知県のほうから独自の被害想定が出されます。その被害想定に基づき、本市における避難者数を検討しながら対応可能であれば当然やらさせていただきますが、避難者数が現時点より大幅に増となるような結果になれば、物理的にすぐには対応が難しい状況になりますので、来年の6月の被害想定をもって面積については判断をしていきたいと考えております。

問（12） 情報系府内 LAN 管理事業なんですが、どういった障害が起こるのかは、今実際起きてないってことなんんですけど、いろんなパターンが障害にもあると思うんですけど、そうした障害のパターンに応じての対応っていうのは、県とか検討されているのか、お願いします。

答（DX推進） 年に1回なんですけれども県のほうとこのセキュリティについて、これは県のほうが行っているセキュリティ監査というものを、高浜市ほうでは受けております。そこでどういった障害が起きるかといったことについて、システムのチェックを受けているというようなことがございますので、もしそこで何か支障があるとか課題があるというようなことであれば、それを報告していただくとともに解決策について御助言いただくという、そういった仕組みに参加してございます。

問（13） まず、ほかの人の質問の再質問をしたいと思うんですけど、主要新規事業の16ページの先ほどの橋本議員の質問なんんですけど、これ結局キャッシュレス決済の手数料は支払っておきながら、今キャッシュレス決済ができないっていうことがちょっとそこが理解ができないので教えていただきたいなということと、それから主要施策成果説明書の49ページの町内会運営事業のシステム導入業務委託についてお伺いしたいんですけど、結局今は導入している町内会さんがあるっていうことなんんですけど、例えば私八幡町なんだけど八幡町導入しますよって言っても私のとここまで下りてきてないもんですから、多分役員間とか役員と行政の間だけとかそういう利用なのかなと思うんですよね。なので今導入されていて、町内会員まで下りてきてるのはどの町内会なのかなっていうことと。あと結局スマホ持っていない高齢者もいるもんですからそういう人用に、多分紙も全部行政から出してると思うんですよね。だから結局今取り入れても両方っていうんですかね、ハイブリッドみたいな感じで紙もそれからこのシステムも両方使ってるっていう理解でよろしいですかね。その確認をしたいと思います。

それから、先ほどの101ページのマイナンバーカードの件なんですけど、やはりマイナンバーカード、これいろいろ私のとこにも御相談があって、結局施設に入ってる方については資格確認書が必要だからとか、もうマイナンバーカード施設に入ってるから更新できないとかいろいろな御事情があって、やはりそのマイナンバーカードを持つメリットよりも持たないほうが逆に生活上便利という方もお見えなので、そのあたりをどのように市として考えているのかについてもお聞かせいただきたいと思います。とりあえず、一度そこまでお願いします。

答（DX推進） キャッシュレスについてでございます。こちらについては初期費用という形で執行させていただいております。こちらのシステムを導入するに当たって国の補助金が使えると

いうこともございましたので、初期費用についても対象になるということでしたので、こちら執行させていただいております。実際この施設予約システムのキャッシュレス機能については、施設の所管部署なり管理団体と含めて実施について検討していくというような形で取らさせていただいております。

答（総合政策） 主要施策成果説明書 49 ページ、町内会運営支援システム導入業務委託ですが、こちらは八幡町さんだと会員まで下りていないということで、こちら随時、会員まで落とせるような準備が整ったところから始めているという、会員まで周知しているというところがございます。会員まで周知をして使い出すとやはり質問が会長さんたちにも来ますので、そのときに自分たちがしっかりと使えるようになっていないと、なかなか会員までまだまだ下ろすのが不安だなという声もありましたのでそこは順にやっておりまして、実際稗田町さんは会員まで既に周知をしておりまして、会員の中でも登録をしてくださってる方はいます。今年新しく呉竹町さんもシステム使いたいよということでお声がけいただきまして、呉竹町さんも早々に会員まで周知をしたいということで、周知をしているというようなところがございます。そのほかのところも、まず役員さんが慣れてから随時会員まで広げていきたいというようなところで考えております。

まだ紙のほうも引き続き使ってハイブリッドな状況ですよねというようなところは委員おっしゃるとおりハイブリッドな状況になっております。

答（市民窓口） 資格確認書につきましては、マイナ保険証をお持ちでない方の代替手段として取り扱っておるところです。国としましてもマイナ保険証を基本とする仕組みに既に移行しておりますので、市としてもそのようにマイナンバーカードの普及を進めていきたいと考えております。

問（13） 進められないっていう人がいるっていうことも御承知いただきたいなと思うので、そのあたりの認識についても、それをちょっとお聞きしたかったところがございますので、再度答弁をお願いしたいのと、あと、まず 50 ページ、2 款 1 項 3 目の地域内分権推進事業におけるふれあいプラザの管理委託事業についてお伺いしたいと思います。これまで皆さん御承知のように南部だけは指定管理で管理委託をされてるっていうことで、前から言ってるように、まちづくり協議会、南部 N P O 法人ですね。法人化してるところが事業所をこの公共施設にしていたってことなんんですけど、今現在、令和 6 年度はどうであったのか。それからその賃料についてはここに反映されてるのか、もしくは別で取っているのか取っていないのか、そこについてもお聞かせいただきたいのと、あと、ふれあいプラザのこの指定管理でやってるんだけど、結局地域内分権推

進事業とかほかのところでもいろいろお金を出しているっていうことで、指定管理事業の中身っていうのが、分かれてるようで分かれてないような感じでよく分かりづらいので、どのように推進事業とかほかの事業とすみ分けされてるのかよく分からないので御説明いただきたいのと、それから、あえて南部さんだけ指定管理でやってるっていうことで、指定管理の経費削減を図るっていうところの目的にどのように反映されてるのかっていうところについても併せてお願ひしたいと思います。

答（市民窓口） 施設に入所中の方のマイナンバーカードの申請や受け取りについては、代理人で行うことができますのでよろしくお願ひいたします。

答（総合政策） 主要成果 50 ページの南部ふれあいプラザ及び第2ふれあいプラザの指定管理料の部分でございますが、別法人が入ってるけどそこから賃料を取っているかというところでございますが、こちらにつきましては… NPOの南部まち協さんから取ってるかということで、そちらにつきましては、NPO法人高浜南部まちづくり協議会からは賃料は取ってはいないというところでございます。

また、他の事業とのすみ分けでございますが、指定管理につきましては基本的には建物管理に関わる事業ということで計上しております、それ以外の事業、実際まちづくり事業につきましては予算枠事業や地域内分権推進事業交付金というところでやっておりまして、そこら辺は通帳を別にして会計をしっかりと分けて、すみ分けをしながらやってございます。

あと、指定管理にするということの経費削減の部分でございますが、こちら現在南部まちづくり協議会さんもなるべく施設を使っていただきたいということで、第2ふれあいプラザのロビーで様々な展示をして、いろいろな利用者を増やしていこうということで取り組んでおります。なので、費用削減というか収入を確保して全体の枠を下げていくというようなそういう考え方で今頑張っていただいているというところでございます。

問（13） 今この指定管理は建物の管理のみっておっしゃったんですけど、結局経費が委託ではなくて指定管理にするっていうところのメリットを明確にすべきだと思うんですね。ですから、委託だとこの金額ですよ、指定管理だとこの金額ですよっていうところも明確にすべきですし、あと、この建物の管理のみでほかの施設の約倍になってますね。以前から2施設あるからってことをおっしゃってるんだけど、例えば春日庵と、それから女文を指定管理してるところは、春日庵は常駐していなくて借りる人に鍵を渡すっていうようなやり方とかをされてるので別に常駐しなくてもできることなので、そのあたりの経費の削減については検討されていないんじゃない

のかなと思うものですから、そこについてもどのように検討されて、どのように指定管理にする効果っていうのを試算されているのか、教えていただきたいなっていうのと、それから、法人事業者、登記をここにいまだにされてるっていうことですよね。これについてはほかもそういう事例があるっていうことでしたけど、ほかの事例を私検証したら結局県営名古屋空港の件でしたけどきちんとお金を取っていましたので、県はしっかり。そのあたり高浜市だけ取らないっていうのは問題じゃないかなと思うのでそのあたりの考え方。

それから、先ほどマイナンバーカードのお話があって、受け取りは代理人でできるってことなんんですけど、これ申請に関しては写真とかも必要になるんですけど申請も代理人でできるんでしょうか。お願いします。

答（市民窓口） 申請につきましては電子申請できますので、よろしくお願ひいたします。

答（総合政策） 指定管理にするメリットやそれを明確にというようなところでございますが、こちら先ほどお話しさせていただいたロビー展示とかでも普通の管理委託であれば施設を勝手に使うことはできませんが、そういう指定管理であれば許可権限も持っておりますのでそういうようなことも可能になってきて動きやすいのかなと思っております。また、委託金額が多いというようなところですが、こちら指定管理の金額の中には光熱水費も入っております。逆にほかのプラザの管理委託につきましては光熱水費は市のほうで予算を持っているというところになります。そういうところからも指定管理の中で節電だとかいろいろしっかり取り組むことで光熱水費を減らして、それをまた何かそういう展示であったりとか利用促進に使うことも可能であるというようなところで、そういうところで指定管理のメリットを出されているというようなところがございます。

あと、NPO法人高浜南部まちづくり協議会がここに所在を置くことがいいのかどうかというようなところでございますが、こちら法務局のほうにもそういう登記のほうがしっかりされてそれがしっかり受理されておりますので、特に問題はないのかなと考えております。

問（13） 登記は別に問題ないかもしれないんですけど、法的に。賃料がどうなってるかなっていうところが問題であって、それ含まれてるんですか、指定管理料の中に。そこを確認したいと思いますし、それから先ほどのマイナンバーカードの件なんですけど、結局、マイナンバーがどんな形でもできたとしても、やはり施設側がマイナンバーカードを預からないっていうことでやはり困ってる方がいらっしゃるっていうことは、そのあたりの認識はどうなのかなっていうところをお聞きしたいと思います。

それから、先ほどから言ってるこの南部ふれあいプラザの件なんんですけど、これのりのりフットワークの賃料については、これ含まれてるのか含まれていないのか。それから、指定管理ということでこここの南部ふれあいプラザが目的外使用みたいな取扱いにしてるのか、どういう今取扱いになっているのか、教えてください。

答（総合政策） 先ほどの質問について1点漏れておりました。管理人が常駐しないということは考えてたりするのかというところでございますが、実際5時で夜の利用がまちづくり協議会の会議しかない場合につきましてはもうその時点で管理人を帰して、実際使う時間になったらまち協の人が鍵の開け閉めをやるというようなことで、賃金の削減を図ったりというようなことは実際にされているというところがございます。

あと、NPO法人南部まちづくり協議会の使用に際しての使用料がこの指定管理料の中に入っているかということでございますが、使用料というのはそもそもふれあいプラザがまちづくりのために建てられたという建物でございますので、使用料を取るということはしておりませんのでこの中には加味されていないというところでございます。また、のりのりフットワークの会の賃料が含まれているのかというようなところですが、これ今まで質問の中でございまして、使用料をしっかり取るというような改善をしてまいりまして、1階の部分とパン工房の部分の使用料につきましてはこの指定管理料の中で加味して、その分は支出のほうを差し引いているというようなところになっております。

答（市民窓口） 施設の入所の方につきましては、マイナンバーカードを預かりたくないという話は聞いておりますが、そういった施設からの意見を聞いて国が後期高齢者医療保険につきましては、マイナ保険証、紐づけにかかわらず資格確認書を一斉交付したところでございます。

問（13） 先ほどのリーダーの話だと、結局のりのりフットワークについては、南部まちづくり協議会がのりのりフットワークに対して施設の目的外利用を許可して、その使用料を取つていると。だからそのいわゆるこの指定管理の範囲にはそこだけは入っていない、そういう理解でしょうか。

答（総合政策） 答弁漏れておりまして、申し訳ありません。

1階の部分につきましては、南部まちづくり協議会さんが運営者の公募をしております。その公募を行つて応募者の中から選定をして、のりのりフットワークの会さんが選ばれて、その運営をする団体として1階の運営をしていただいているというような形で、その運営に当たつて施設の使用料を徴収しているというような形になっております。

問（13） 前から言ってるように、のりのりフットワークさんが公募してるんであればそれを指定管理の中に入ってるってことなので、のりのりフットワークさんの本来であれば使用料でいいのかなと思うんですけど。

ここに載ってないんですけど、2款1項13目17節でプロジェクターを購入されてるんですけど、これどこの施設に対するプロジェクターなのかよく分からなかつたので教えていただきたいのと、同じく2款1項3目の10節の需用費で、土地契約に係る収入印紙購入費ということで400円がこれ調書のほう見て上がってたんですけど、これ相手が総合サービスが債権者になってて、総合サービスと土地を契約するっていうのがなかなかちょっと私の中で想像ができなかつたので、これどこの土地の契約なのか、御説明いただきたいなと思います。これこの主要施策に載つてなくて調書を見て気づいたところなので、また後でも結構ですでのお願いいたします。

それから、51ページの地域内分権推進事業の交付金についてお伺いしたいと思います。こちらが前年の繰越し、それから、これが交付されたのが令和6年がこれだけなんんですけど、それぞれのまちづくり協議会さんが令和6年度末にこれに対しての基金とか繰越金っていうのは幾ら持つてのかなっていうのをまずお聞きしたいなと思います。

答（総合政策 主幹） 先ほど委員言われたプロジェクターの購入については、コミュニティ助成の補助金を使いまして、高浜まちづくり協議会にプロジェクターを1台購入させていただいております。

あと 51 ページの地域内分権推進交付金の関係の繰越金のお話、各まちづくり協議会さんの6年度末の繰越金の金額についてお答えします。まず、吉浜まちづくり協議会さんが 164 万 2,000 円、積立金が 451 万 6,000 円となっております。翼まちづくり協議会さんが 98 万 8,000 円、高取まちづくり協議会さんが 302 万 8,000 円、高浜まちづくり協議会さんが 308 万 3,000 円、南部まちづくり協議会さんについてはもう積立金等がございません。

問（13） 今、翼とか高取でおっしゃったのは、これは令和6年度末のいわゆる来年度に繰り越す金額と基金を合わせた金額でしょうか。吉浜さんがすごく少ないみたいなんんですけど、ちょっと金額ばーって言われたんですけど、実際どの金額がよく分からなかつたのでもう一度お願ひでりますか。私は結局、5年度末からの繰入れが幾らで、結局プラスこの金額で事業費があつて、結局来年度の繰越しは幾らなのかっていうとこを知りたいんですけど。後でも結構です、ここをしっかりお聞きしたいと思いますので、また後でしっかりお答えいただければと思います。

では、52ページの2款1項4項、2款1項5目。これ情報公開と個人情報保護事業なんですか

ど、情報公開請求、個人情報はそれぞれ審査請求されていて、一番申請が古いものでまだ答申が出てないものをそれぞれまず教えてください。

それから、55 ページに移ります。2 款 1 項 1 目のこれ調書で見たんですけど、市長の交際費ということで毎月毎月 10 万円という金額が出ていてそこから返還も使わなかった分されてるんですけど、それとは別に例えば名刺とか供花、誰か亡くなられたときのお花代とか、それから線香とかほかに旅費とかいろいろなものを出されてるんですけど、その中のこの市長交際費っていうのはほかに何を使うのかなっていうのが全然分からないので、どういったものがこの市長交際費になるのかなっていうのを教えていただきたいのと、それから 2 款 1 項 6 目の 10 節の需用費として、令和 6 年度に市長室のロッカーも購入されてるようなんですね、4 万 9,500 円。この購入理由、それからこのロッカーの附属品というのが 9,460 円あるんですけど、これ附属品って何なんだろうっていうのがよく分からないのでそれについても内容について教えてください。

それから同じく、2 款 1 項 6 目 9 節の交際費で、市長交際費の中でどうも消防団と人形小路だけお茶の購入をしてこれ差し入れをしてるのかなと思うんですけど、これはどういう基準でどういう団体に向けて、そのお茶を差し入れしてるんであればどういう基準があるのか、そのあたり理由についてもお聞かせいただければと思います。

答（秘書人事） まず、市長交際費について交際費支出基準がございまして、交際費として支払うものとしては会費、お見舞い、弔意、激励とあとその他市長が特に必要であるというものをお支払いをしております。

続きまして、ロッカーの費用につきましては、実は市長室のロッカーの扉が開けると落ちるというような、壊れておりましてもう使えないということになりました、新たに購入をさせていただきました。ロッカーの附属品については今資料がございませんので、後ほど答弁をさせていただきます。

また、お茶については交際費の中の激励になるんですけども、一応基準といたしましては、本市の知名度を向上させることに貢献した個人・団体の激励等に係る経費として認めさせていただいております。

答（行政） 情報公開審査会で令和 6 年まで答申を行った結果、現在残っているもので一番審査請求が古かったものの日付ということでお答えさせていただきます。一番審査請求が古いものといたしましては、令和 3 年の 3 月 1 日付でございます。

答（総合政策 主幹） 先ほどまち協の繰越残高というところでの説明が不足しております、

大変申し訳ございませんでした。令和5年度末の繰越残高と6年度末の残高で、その差額がどれだけ今回繰り越したかという形になるかと思いますので、そのような説明を差し上げたいと思います。まず、吉浜まちづくり協議会は、令和5年度、単年度でいくと95万4,000円が繰越金と計上されておりまして、令和6年度が164万2,000円となりますので、70万ほど令和6年度に繰り越して残ったという形になります。そして、積立金につきましては、吉浜まちづくり協議会の場合は、令和5年度が351万6,000円、令和6年度が451万6,000円ということなので100万円、新たに積んだという形になります。翼まちづくり協議会につきましては、令和5年度が137万円の繰越額、令和6年度が98万8,000円となりますので、約40万円を繰越金から繰り入れたという形になるかと思います。高取まちづくり協議会につきましては、令和5年度が236万5,000円繰越し、令和6年度が302万8,000円となりますので、70万円ほど積んだという形になります。高浜まちづくり協議会につきましては、令和5年度が285万1,000円、令和6年度が308万3,000円となりますので、20万ほど新たに積んだという形になります。そして、南部まちづくり協議会につきましては、令和5年度につきましては積立てが297万9,000円。令和6年度につきましては積立てがなくなっていますので、この金額を令和6年度に積立てを繰り入れて使っていただいたという形になります。

答（DX推進） 主要成果54ページ、個人情報保護事業の中の審査請求の状況でございます。こちら表にもございますように旧年度処理中件数1件ということでございまして、令和5年度からの継続案件ということで、令和5年7月に審査請求が税務グループに出されているというところまでは事務局のほうで把握しております。

問（13） 地域内分権推進事業なんですけど、結局吉浜まちづくり協議会は基金を持っていながら繰越金が例えば95万あって、翼は137万あるんですよね。それをやはり本来であれば、そのときにまず返還しなきゃいけないと思うんですけど、返還しないんであれば、その前年の繰越しを加味した交付金額を出すべきだと思うんですけど、そのあたりはなぜそのようにしないでしょうか。

答（総合政策） なぜ繰越金を加味した交付金にしないのかというところでございますが、交付金が充てられない経費、例えばいろんなイベントの際の景品だとかそういったものは予算枠事業交付金とかは当てられないというところがございます。そういったようなためにためてらっしゃるとか、そういったような要因もあります。ただ、我々としましては、あまり多くの繰越金を持っていただくっていう必要はないのかなとも考えておりますので、できれば繰越金を少しでも繰

り入れていただいて予算枠のほうを押さえていただくということをやっていただけたらなというようなことは会議の中でもお話をさせていただいております。今回こういった御提案があったということはもちろんまち協サミットの中でもまた共有させていただきたいと思いますのよろしくお願いします。

問（13）交付金を使えないのでためているっていうのがちょっと結局よく分からないので、交付金を使えないものが何かよく分からないし、それをためていて結局それ使えないものをどうやってそれを支出するのかなとかよく分からないので教えてください。

それから、これ情報公開請求も個人情報もなんんですけど、令和3年と令和5年の案件ということで、もう令和3年だって何年前の話なんですかって話だと、これ各どこの部の部署なんですかね、特に情報公開は。これそういった指導とかそういうものは何もなく漫然とそのとこから上がってくるというか、どういうことなのかなってよく分からないので教えてください。

答（行政）審査請求のものが一番古いものが令和3年ということで申し上げました。こちら諮問が令和7年になったものでございます。私ども審査会の事務局といたしましては、審査請求の事実を把握している場合につきましては、その当該所管グループに対しましてこちら諮問がなされていないですよというような話をいたして催促はいたしております。

答（総合政策）交付金なんですが、市民予算枠事業交付金につきましては、よくイベントとかで抽選会とかをやる際に、景品とかを結構まちづくり協議会さんとか用意したいというところがあるんですが、税金でございますのでそういった景品につきましてはそういった交付金については対象外経費ですというようなこととさせていただいております。じゃあどうしたらできるのかなというところでいろんな協賛金とかをまちづくり協議会さん募っておられます。そういったような自主財源を充てていただくというようなことをしております。なので、そういった協賛とかをいただいたものが使いきれず残ったものもありますし、地域内分権推進事業交付金につきましては公園管理とかの事業を受けていただいております。それにつきましては、自分たちで汗を流して余ったお金は繰り越すことが可能というような形にしておりますので、そういったものが積み上がってこういった繰越しということになっております。

基本的には市民予算枠事業交付金、そちらにつきましては余ったら返還としておりますのでそういう形でこれが積み上がっていると。例えば吉浜まちづくり協議会さんは来年20周年事業があるということで、そのために少しずつこういった自主財源をためているというようなこともお聞きしております。

問（13） 2款1項7目に行きます。職員の管理費ということで定員適正化事業ということで、57ページのほうを見ていただくと、結局、保育士は1名応募者があつて1名合格者があつたと思うんですけど、事務職、土木、それから経験者枠の土木、それから保育士（経験者枠）、この間の早期募集から第1回、第2回と見てきても、結局これは市が本来必要とする募集に対して、結局は採用に値する人がいなかつたのかなっていうふうになると、結局、計画的にこのニーズでっていうところが足りなくなつてると思うんですけど、そのあたりの見解についてもお聞かせください。

それから、60ページの2款1項7目の先ほど言つてた長時間労働、こちらについてお伺いするんですけど、1か月100時間以上の職員が4名もいたってことなんんですけど、これどこの部署であるかっていうことと、それからあと80時間以上っていうのもやはりしっかりと把握しておくべきかなと思いますので、80時間以上のところが何名いて、それが何か月あるのか、先ほどこの4名っていうのも1か月だけなのかどうかっていうのも確認したいと思います。それから、やはり今も休職者の方が多いのかなっていうところで、令和6年度の休職者的人数についてもできれば職種別とかで教えていただければと思います。

それから、61ページの広報広聴事業なんんですけど、先ほどからの高浜の広報の話が出ております。月1回発行で1回当たり1万2,000部作成って書かれてるんですけど、実際、市民各世帯へは何部配布してるかとかっていうところを確認したいと思います。今50%切っちゃつたってことなので、町内会の加入率。非常に少なくないかなっていうところがありますので、実際問題配布が何部されてるのかっていうところを、市民だけ、市民の各世帯に何部されてるのか確認したいと思います。

それから、先ほどから公共施設に取りに行けばって話、これいつも毎年言つてるんですけど、同じように税金を払つて以上は同じように配布するべきではないかなと思うので、そのあたりどのように考えているかを教えてください。とりあえず、ここまでお願いします。

答（秘書人事） 御質問いただきました、56ページ、57ページの定員適正化事業の職員の採用につきまして、まず一般事務職につきましては想定の人数を確保することができております。また技術職等につきましては、募集としては今後少子高齢化であつたりとかで技術職がこの先より採用ができなくなりますので、先行して採用していきたいということで募集をしておりますので、取れたときはプラスなんですが、取れなくても想定より減ることはございませんが、保育士につきましては、想定の人数がおっしゃられたとおり、過去この採用試験では確保できない状況でご

ざいまして、この場合は採用試験で確保できない場合は、この後、任期付職員として募集をさせていただいております。任期付職員で募集ができなかった場合は、会計年度任用職員でまた募集をしていくという流れで進めております。

続きまして、60 ページの職員衛生管理事業の長時間労働、100 時間以上の職員がどこの部署かっていうところで、まず 100 時間以上の職員につきましてこの者たちはまず 1 か月のみ 100 時間を全員超えております。4 名のうち 1 名は税務グループで 2 名が選挙管理委員会、もう 1 名が防災防犯グループになります。

続きまして、80 時間以上の職員が何名いるかということにつきまして、80 時間を 2 か月行った職員が 1 名学校経営グループでございます。

続きまして、令和 6 年度の休職者の職員数でございますが、4 名の職員が休職に入っております。職種としては全て一般事務職になります。

答（総合政策） 広報の実際の市民への配布でございますが、委員言われるように町内会の加入世帯の人に配られるということですので、令和 6 年の 10 月の町内会の加入世帯数が 1 万 91 世帯でございましたので、1 万 91 世帯に配られた。配布率としては 46.9% というような形が実際の数字でございます。

今後どのように考えているかというところでございますが、我々も情報はなるべく全市民に届いたほうがいいというのは考えております。先ほど 12 番委員のところでも御答弁させてもらいましたが、市長の所信表明の中で今後配布方法については見直しをしていくというところがございますので、そういったところも加味しながら検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 5 分

再開 午後 2 時 15 分

委員長 休憩前引き続き会議を開きます。

続きをお願いいたします。

答（秘書人事） ロッカー附属品の件なんですけれども、ロッカーのミラー やスライド用ハンガ

一が附属品として購入したものとなります。

問（13） 答弁なければ、質問させていただきます。

65 ページ、2 款 1 項 11 目の庁舎管理事業の本庁舎 1 階復旧業務ってということで、火災による庁舎の破損についての原状復旧ってことなんんですけど、これいわゆるここレンタル、借りてる建物になるんですよね。そうなってくると、この 77 万円っていうのはどのように積算されてこの支払いに至ったのかっていうのがよく分かりません。入札とかもできないし、どうやってこの 77 万円にレンタルしたものについてはなるのかなっていうのが分かりませんのでそれを教えていただきたいのと、あと米印で令和 6 年 7 月 16 から令和 6 年 8 月 2 日までに行った業務を含むつていうことで、あえてこれを書かれてるもんですから、これよく分からないので教えてください。

それから次のページの 66 ページ、2 款 1 項 11 目の高浜市総合サービスの市有バス運行管理業務について、これ多分随意契約かなと思うので、入札審査会における随意契約理由を教えていただけたらと思います。

それから 67 ページの財産管理事業の駐車場管理業務委託、サンコート三高の駐車場管理ってことなんんですけど、サンコート三高のこれ多分駐車場っていうのは、上の住民の方の駐車場かなと思うんですけど、その確認で、それであればなぜ市がそこの駐車場の管理委託をするのかよく分からなくなっているのと、結局多分ここのサンコート三高の上に住んでる住宅の方の駐車料金が市のほうのどこかには入ってると思うんですけど、それが入った金額よりこの委託料っていうのは上回ってるのはどうか、それに関する歳入どれぐらいあるのか、いわゆる市がこれを管理して委託料払ってるメリットとかについても教えていただけたらと思います。とりあえずそこまでお願いします。

答（行政） 庁舎管理事業の修繕料 77 万についてでございますが、こちらは当時放火をされたということですとか、ちょっと荒々しいことがあったということで、当然消火には消火器を使いまして、その後当然消火器の粉などが付着するものでございます。カーペットに血がついたり、消火器の粉が舞っていたり、あとは排気口などにも消火器の粉がついているようなものでございます。そういう清掃、復旧作業とあとカーペット当然血がついたりとか燃えてしまったりしているもんですからそれの取替えも必要ということで、そういうカーペットの購入ですとかそういう修理費用というところで 77 万となったものでございます。

なお、米印につきましては、火災が発生いたしましたのが 7 月の 16 日でございます。ただ、その日すぐに来てやっていただいたんですけども、その 77 万円分についての契約が完了して

いない場合でございましたが、緊急事態というところで緊急にやっていただいたものでござります。後から契約を行いましたものですから、ちょっと遅りましたということで米印で書いてあるものでございます。

続きまして、公用車管理事業につきまして随意契約の理由というところでございますが、7号の時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときというところで随意契約を出してございます。

答（財務） サンコート三高の駐車場管理業務委託についてですが、高浜市が所有している駐車場になります。平成8年からずっと同じような形態で愛知県住宅供給公社に業務委託という形を取っております。主にサンコートの入居者の方が使われる駐車場であり、そもそも入居者の管理だとかは県の住宅供給公社さんがされているということと、あとは地方住宅供給公社法に基づいて公社さんは業務に付帯する業務を行うことができると定められているので、それもあって公社さんに委託をしているということです。

なお、管理業務の業務内容ですけども、駐車場の利用申込みの受付、使用許可、使用料の収納とかを業務委託しておりますので、普段から入居者と接点のある公社さんに委託することのほうが効率的であるということです。

続きまして、駐車場料金が幾らで、今回委託料が今 53万7,600円となってまして、どういう収支になっているかというところでございますが、この歳出の委託料は記載のとおり 53万7,600円で、歳入については駐車場貸付収入として市の一般会計の収入で受けておりまして 576万円の収入となっております。

問（13） 大和リースさんが結局カーペットとか消火器の粉とか清掃復旧にかかる費用がかかることはよく分かるんですけど、この 77万円に至った経緯っていうのがよく分からぬのと、それからこれ大和リースさん自体は何か火災保険とかそういうのに入っていてそういう対象とかにはなっていなかつたんでしょうか。もしなっているのであればそれも充てた上でのこの 77万円なのか、そのあたりもよく分からぬのでこの 77万円に至ったっていうのがどういうふうにするとこの金額で決まったのかっていうのがよく分からぬので教えていただきたいのと、あと総合サービスの市バスの運行管理業務委託なんですが、7号随契ということで、そうなると市の積算は幾らで計算してきたのかっていうところについても教えていただきたいと思います。とりあえずそこまでお願いします。

答（行政） 77万に至った経緯といいますのは、至った経緯というかやはり作業をしていただき

て様々な復旧作業やカーペットの取替え、カーペットの購入費用などがございまして、様々積み上げた結果、77万になったというものでございます。

これは、特定個人の故意行為によるものでございまして、大和リースの火災保険は使えないということでございました。

総合サービスさんの7号随契ということで、本当は幾らになるのかというところでございますけれども、こちら今持ってはいないんですけども、他社に運行を委託するよりはちょっと安いよというようなことでございました。

問（13） 今、積み上げたっておっしゃったんですけど積み上げるのはそれは積み上げるんですけど、それはどちらが積み上げたものなのか分からぬし、こっちが積み上げて大和リースさんがいいですよって言ったのか、大和リースさんから示されてきたものなのか、それがよく分からないのかなっていうのと、今火災保険は使えないっていう話なんんですけど、いわゆる損害を与えた人に対する損害賠償請求とかそういうものはされなかつたっていうことなんでしょうか。それか、もうしようにもできないような相手だったから、そこはもともとせずにいたとかそのあたりもよく分からぬので教えてください。

それからページ変わって、69ページ、2款1項12目のみんなでまちづくり事業の市民予算枠事業の交付金についてお伺いしていきます。まず、この市民予算枠交付金っていうのが結局市民と行政が協働したまちづくりの推進を図るってことなんですね。そういう中でそうした推進を図るための予算なんですけど、この市民予算枠の予算枠全体についてはどういう決めてるのかなっていうところが私よく分からなくて、これ算定方法と、あと予算枠の額これ決められてるんですかね。どういうふうに使われていたのかよく分からぬので、そのあたりについてまず御説明いただきたいなと思います。

答（行政） 庁舎管理事業の放火事件への対応ということでございます。修繕料77万円につきましては、最終的に大和リース側からに示されたものでござりますと、もう一点、故意行為によるというところで放火者に対して損害賠償請求はしていないのかというところでございますが、こちらはれっきとした不法行為による損害賠償請求権の行使ということでございまして、可能であれば請求したいとは考えております。ただ、相手方の状態ですとか資力の状況、どなたか氏名等につきまして警察からは捜査中であるという連絡があるのみでございまして、個人情報であることもございまして行政グループで把握できていないということでございます。

答（総合政策） 主要成果 69ページの市民予算枠事業交付金の額の根拠というところでござい

ますが、こちら、昔は個人市民税の5%以内というような考え方があったんですが、こちらがいろいろ5%もなかなか使わないということがありましたので、考え方を予算の範囲内ということに変えて、もう5%というのはなくしていったというところがございます。結局今あるこの4,200万何がしの根拠でございますが、こちらにつきましては例年厳しい財政状況でございますので、実績に基づいて前年度の実績を超えないような金額になるようにということで設定をして地域にも説明をさせていただいているというところでございます。

問（13） 予算の範囲内っていうのがよく分からなかつたんで、ちょっとそこをもう少し分かりやすく説明していただけたらと思います。

それから先ほど言ったように、市民と行政が協働するっていうことになると、どつかの部署の担当を決めて多分協働をしてきたのかなと思うもんですから、もうこのまちづくりパートナーに対するこの交付事業がどこの担当者になるのか、その担当者の方に私はお聞きしたいんですけど、今回この市民予算枠事業をあえて使うっていうことに対する、まず公益目的、それから協働してきた内容、それから費用対効果、この3つについて各その協働してきたところをそれぞれお答えいただけたらと思いますお願いします。

答（総合政策） 69ページ、市民予算枠事業交付金の額のところでございますが、ちょっと分かりづらい説明で申し訳ないですが、前年度実績をベースに金額を決めているということになります。

次に、まちづくりパートナーというところで総合政策グループもパートナーになっている団体がございます。こちらの表で言いますと、高浜（まち）づくり市民会議、トレイディングケア、あとは一番下の若者応援版が総合政策グループがパートナーになっているというところでございますが、こちら高浜（まち）づくり市民会議さんにつきましては、いろいろPRとかそういうようなところ我々も一緒になってさせていただいております。ここは今アニメーションの制作を通じて子供、若者の成長を、体験を通じて応援をしているというところで、こちらにつきましては、そういう若者の成長というところで非常に我々も子供、若者については声を聞きたいとか、それから市政になるべく関心を持ってもらいたい、そういうようなところございますので、公益性を感じてパートナーとして、そういうワークショップの支援をしているというようなところで効果があるのかなと感じているところでございます。

また、トレイディングケア（多文化つながる事業）につきましては、こちら総合政策が多文化共生事業も所管をしてございます。今コミュニティセンターでは日本語教室とかといったよう

なところを一元化窓口というところで相談を受けていただいているところがございますが、もつと日本人の人たちとつながるための事業がこれは我々も必要と、日本人の意識を変えていくっていうところも必要というところで、この事業の中で食を通じたそういう多文化交流の事業等々がなされておりますので、そういうところイベントをやったりもするので会場の手配・調整だとかそういうところをなかなか分かりづらいところを我々のほうで支援をしているというようなところでございます。

また、若者応援版、神谷さんですが、こちらはやはり若い方、本当に行政と一緒にやって、やりたいことはこういうことがあるんだけどどう動いたらいいか分からない、どう学校さんとか関係機関にアプローチしたらいいか分からないということがほぼほぼですので、そういうところで我々の支援を、こうやつたらいいんだよというような調整をさせていただいたりとか、この取組自体をしっかりといろんなところに発信するのに御協力をさせていただく、この取組自体が高浜の魅力を発信するという事業でしたので非常に公益性を感じて我々としても支援をしたいということをこちらに挙げてあるというようなところでございます。

答（こども未来部） 共同推進型のパートナーの中で文化スポーツグループでたかはま歴史探検隊のほう対応しております。こちらは、市民の方々がいろいろ歴史的なものを調査したりだとかそういうところと市と一緒にやって行って、それをまた市民の方に周知していく、そのような活動を協働で行っております。

答（総合政策） まちづくりパートナーになっている団体がもう一団体ありました。表の中ほど三州瓦鬼師応援隊。こちらにつきましては、シン・鬼みちまつりの実施プラス子供たちへのランプシェード作りの事業というようなところで取り組んでいるというところでございます。高浜の伝統文化、そういうものをしっかりと子供たちに伝え、さらに市民に伝え、シン・鬼みちでさらにそれを市外に発信していくそんなシティプロモーション的な要素が非常に強く、公益的なものであると感じておりますので、いろいろ学校との調整だったりとかPR、各機関との調整というところで総合政策としても支援をさせていただいているというところでございます。

答（こども育成） Sansyu-tacoba のサッカーを通じたまちづくり事業でございます。こちらはいわゆる食育の一環としましてスポーツを実際にやられてる方に、児童に対してどのような食事が適しているのかっていうものを管理栄養士を招いて講演会を開くというような事業と、またサッカーを通じたということで、いわゆる放課後の居場所事業等でこの Sansyu-tacoba のサッカーのクラブチームのメンバーが子供たちにボールに触れ合う機会を提供するというような形で事

業のほう行っております。

答（防災防犯） 防災防犯グループがパートナーとなっているものにつきましては、高浜の防災を考える市民の会が小学生や中学生を対象に防災リーダーの養成、それから減災アカデミーの事業を行っております。一般の市民につきましては市のほうで防災リーダー養成講座をやってますが、小学校・中学生対象に地域の方が事業を立ち上げた経緯となっております。

また、消防団もりあげ隊につきましても、市としましても消防団員確保のためにいろいろやつておりますが、消防団OBによる現役消防団への応援事業ということで団員確保につながる事業を開してしております。

答（都市政策部） 渡し場かもめ会が土木グループがパートナーとなっております。美しい海を再びという事業で、海岸の清掃であったり、子供たちに海の生き物、過去の海がどうであったかという教育を通じて自然の大切さ等を国土交通省の方々にも御協力いただいて、市とかもめ会とでこういった活動事業を行っているものでございます。

答（市民部） ナチュラルスクールランチアクション高浜ということで、ちょっと私も農園に行つたことはあるんですけど、有機栽培とかあと子供たちに自然食を、有機栽培で育てた給食を届けたいというような趣旨の下、農園で栽培をしておるというような事業でございまして、公益目的とすると、自分たちが関わって子供たちにそういう給食を届けたいという趣旨でやっておるんですが、ちょっと細かいことは、すいません。申し訳ありません。

問（13） あやともえんさんのあやともえん事業というのがこれ全然何か分からぬし、どこが協働されたんでしょうか。これ調書を見ると、結局団体解散しちゃったので3万1,566円のみ使つたってことで、当初が80万円の事業だったんですよね。どんな事業だったのか、職員が関わりながら何で解散しちゃったのかなっていうことで、逆に言えばそういうところに交付金を出すっていうことがこれ審査としてどうだったのかなっていうところにもつながると思うんですね。そういうところも含めて御答弁がなかったので教えてくださいっていうことと…

委員長 では、まずそこを、あやともえん。

答（健康推進） あやともえんの関係に關しましては、市民予算枠事業のほうで採択されましたが、実際に具体的に運営をする中であやともえん側のほうから、今後継続することが難しいということを申し出がございまして、その間何とか継続できる方法を模索いたしましたが、やはりできぬということで解散届が提出され、それでこういった事態となっておりますのでよろしくお願ひいたします。

問（13） どういう事業をやりたかったのかっていうのが全然分かんなくって、あやともえん事業って言われても全く分からぬのと、あと、ここが途中で解散しちゃって結局返金があったってことだと思うんですけど、その中でもスタッフの弁当代ってことで食料品代を予算に計上されてないものが計上されていたっていうこともあるので、これ非常に問題じゃないかと思うんですけど、そのあたりどういうことであったのかお答えいただけたらと思いますし、それから費用対効果がやはりどのようにあるかっていうことで結局この事業がそこがやめたとしてもやはり市として公益的目的があるならやっていかなきやいけないぐらいの事業にならないといけないと思うんですけど、そういう意味でも例えば Sansyu-tacoba さん居場所事業やりましたよってことなんんですけど、これについてはどこで何回どのような居場所をやったのかなっていうの全然情報がそういうの上がってないので教えてほしいなと思いますし、それから先ほど部長は分かんないって話で多分今担当がいないから分かんないんだろうなと思うんですけど、給食を届ける目的で実際問題給食届けてるのかどうかも分からぬし、それから絵本でつなぐ高浜市の魅力発信事業、これについてもどれぐらい絵本が出版っていうか自費出版したのかどうかもちょっとよく分からなくって、それが例えば図書館に出ましたよとか市内の小・中学校に出ましたよとかそういう効果というか、子供たちが一生懸命見てましたとか具体的なエビデンスっていうか数字は出なくてもやっぱり効果っていうのをはっきり示さないと、やはり交付金として出すっていうことの、いわゆる公金を充てるということですので、しっかりそこは見ていかなきやいけないと思うんですけど、今聞いたところでお答えできるとこお答えいただきたいなと思いますけどいかがでしょうか。

答（副市長） 今、市民予算枠事業それたくさんある事業の中でいわゆる事業の効果ということをおっしゃっておりまます。当然、先ほどから各担当の部長、それからリーダーが説明していますように、この事業は市民の方に審査委員になっていただいて、費用対効果も当然ながら基本的にちゃんと聞いてヒアリングだとか実績等も踏まえて、それでこの交付金事業というのはやつておるということがまず第一前提ですね。

この事業それぞれ見ていただくと、それは端的に効果が出るものもあれば、防災リーダー養成講座なんてずっとこうやっていただいてるんです、子供たちにね。そうなってきたときに、やっぱり将来に長期にわたって効果が出てくるものもあるもんですから、端的にそれぞれの効果というのがありますが、子供さんたちを絡めてやってることっていうのは非常に将来この高浜をしょっていただくために必ず効果はあるというふうに思っております。

問（13） 将来効果があるっていうのはそれはそれでいいと思うんですね。なので、例えば何年後にこうなるからこういう目的がありますよっていう目的はやっぱりしっかりと示していただいて、その目的にどこまで達成したかっていうところはやはり職員の皆様が一緒にやってるわけだから把握できると思うので、そこをきちんと示していただかないと本当に公益的なのか、本当に費用対効果があつてそれが最終的に市民に還元されてるかっていうところは、これすごく厳しく見ていいかないといけないと思うんですね。ただ自分がこれをやりたいからお金つけてっていうだけであればそれは公益目的がないかもしれないし、本当にそれが目的を達成できるようなものではないかも知れないもんですから、そこはきちんと明確にすべきだと思いますので、特に途中、今半ばで何年後ぐらいにこういう効果を、これ3年事業ですよね、たしか。なので、3年後にはこういう目的を達成するために現在こういう段階ですというところを示していただきたいなと思いますので、特に先ほど聞いた件については、私多分一緒にやってるからお答えいただけると思うので、お願ひしたいなと思います。

答（こども育成） まず子供たちにどのような機会でどこでやってるのかでございます。各小学校の校庭を使っての指導ということで、たしか1回ないし2回を開催していただいてたというふうに覚えています。ちょっと手元に明確な資料がないので、うろ覚えで申し訳ないです。

あと食育に関する講演会でございます。こちら4月の14日にたかぴあのメインアリーナを使いまして講演会を行いまして、参加者が175名見えました。こちら内容としては、いわゆるスポーツの栄養講座ということで、食事の質を考えるということで、負けない体をつくるとか、ばてない持久力をつくるとか運動後の栄養補給で疲労回復するにはどのような食材が適しているのかということについての講演を行っております。

答（総合政策） 若者応援版の絵本でつなぐ高浜市の魅力発信事業の効果の部分でございますが、こちらにつきましては450冊絵本を作成しております。シン・鬼みちまつりの際に配布したりとか、市内の幼稚園・保育園で読み聞かせとかにも使ってもらえるといいなと思って、そちらにも配布をさせていただきました。あと図書館、学校さんにも配布をさせていただきまして、いろいろな人に見ていただいて、高浜の鬼あかり、鬼師さんたちのその想いみたいなものが子供たちにしっかりと伝わっていくといいなというようなところで、そういったところにも配布をさせていただいているというところがございます。

ただ、それが3年後にこの子たちがどうなるっていうのとこまでは目標がないですが、そんなような形で取り組んだのを支援したというところでございます。

答（市民部） ナチュラルスクールランチアクション高浜でございますが、子供が大好きな給食ということで、自然栽培やオーガニックとか精製されていない栄養たっぷりなものを子供たちに届けたらいいなというそういう思いで自分たちが農園を手がけていったという経緯でございまして、ちょっと詳細につきましては後ほどまたグループリーダーのほうからお答えさせていただきます。

答（健康推進） あやともえんでは、いろいろな障害を持った方とか相談事業を行っていくという事業内容でございまして、いきなりいきいき広場の相談のほうに来る方は敷居が高いということで、実際の事業運営者の方の御自宅を開放して、そちらでいろいろな事業とかイベントをしつつ、裾野を広げていく中で将来的にというか、話を聞く中でその案件のうちの一部を市のほうにまた返していただいて、その子供たちに最も適した方向と一緒に検討していこうという内容の事業を行っていこうと思っていたのですが、今回については事業者の方たち共同代表の方たちのお考えの相違が発生してきたこと也有って一旦解散をして、頂きました補助金を精算して返却をさせていただくという形でこのような形になっておりますのでよろしくお願ひいたします。

問（13） では、次に地域一括交付型についてお伺いします。これは小学校区ごとに出てるんですけど、やっぱりこれはどこにきちんとこの一括交付型のものを出したのかっていうのは多分それぞれ分かってるとと思うので、団体名それから交付金額を教えていただきたいのと、あと結局返還されて事業をされなくて返還されてたっていうのが私の調べだと3件ぐらいあるのかなと思うんですけど、そちらについても理由を併せてお聞かせいただきたいと思います。

答（総合政策） 69ページ、地域一括交付型ですが、港小学校区につきましては、南部まちづくり協議会に466万2,000円、おやじの会に90万2,000円。吉浜小学校区につきましては、吉浜まちづくり協議会に681万2,000円、人形小路の会に、千円単位になってしまいますが、418万1,000円。翼小学校区につきましては、翼まち協に473万3,000円、湯山クラブに31万1,000円、飛翔（つばさ）の会に30万4,000円。高取小学校区につきましては全て高取まちづくり協議会に交付ということで、723万2,000円。端数がちょっとずれておりますが、高浜小学校区につきましては、高浜まちづくり協議会に608万4,000円、高小P.T.Aに50万円というような形で交付をさせていただいております。また、返還につきましては、いろいろな事業やっていく中で、使い切らなかった分、余りが出た分というのもございます。そういうふた不用額分につきましては全て返還をいただいているというような形になりますので、その積み上げというような形になってございます。

問（13） 事業が中止になって返還されたものもあるようなんんですけど、それ私の見間違いますかね。例えば翼のテント村とかとうもろこし狩りとか書いてあったんですけど、事業が中止になつたっていうふうにお聞きをしておりますが、そのあたり違つてますかね。

答（総合政策） 手元に細かいのがないので申し訳ないですが、今委員言われた翼のテント村などは中止ということもあって返還といったものもございます。

問（13） 地域一括交付型ということで、それぞれのまち協にそれぞれお金が交付がされてるんですけど、やはりこれについても公益目的がしっかりないといけないのかなって思うと、とうもろこし狩りとかってどういう公益目的があるのかよく分かんないっていうところがあつて、そのあたり明確にしていただけたらと思います。後でお答えいただければいいです。

70ページの2款1項12目の地域日本語教室の推進ということでトレイディングケアさん、委託内容が602万1,500円ということですが、この金額の積算はどのようにされてきたのか教えていただきたいと思います。

それから、その下の多文化情報発信業務委託、SNSにおいて外国籍住民の生活に必要な情報を多言語にて発信ということなんんですけど、これ月4万1,250円、歳出があるのかなと思うんですけど、これ月に何回発信されていて、一つの事案について何か国語で発信されているのか教えてください。

71ページの空き店舗等利用ということで、多文化コミュニティセンターの借上料だと思うんですけど237万6,000円。これが建物の持ち主さん、地主さんに直接支払ってたようなんですね、帳票見ると。ところが同じくこの建物賃貸借契約の手数料っていうのを7万1,280円支払っていて、なぜかこれが手数料がその地主さんではなくて、不動産屋さんに払われてるんですけどそれはどういうお金なんでしょうか。

答（総合政策 主幹） まず、地域日本語教育推進業務委託料、620万1,500円の内訳を御説明します。まず、事務作業者の賃金として15万円を12か月分ということで180万円、コーディネート業務謝金ということで157万9,200円です。日本語の指導謝金ということで、254万6,500円、作業補助等労務謝金ということで10万800円、教材購入費が12万5,000円。一般管理費として5万円を積算しております、合計で620万1,500円というふうになります。

続きまして、多言語動画の配信回数と5か国語というところなんんですけども、配信回数につきましては毎月市の広報が発行された後に合わせてその広報から3つぐらい皆さんに知っていただきた記事をピックアップさせていただいて、多言語動画を作つていただいて配信を1回して

いただいております。5か国語につきましては、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、英語、そしてやさしい日本語、この5つが5か国語になりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

あと、建物の賃料の仲介手数料ということで7万幾らということですけども、こちらにつきましては、間に不動産屋さんに入っていただいて仲介をしていただいておりますので仲介手数料が発生しておるということでございます。

問（13） 市が土地とかを建物を借りるときって普通、直接そこの地主さんと交渉して契約するっていうことなので、なぜ今回この仲介手数料がこの不動産屋さんにこの件だけ発生してるのでよく分からないので御説明いただきたいなっていうのと、あとこのトレイディングケアさんの委託内容のところでコーディネート何とかってよく分からなかつたんですけど、その文言をもう一回おっしゃっていただいて、内容について教えてください。

答（総合政策 主幹） まず仲介手数料の部分につきましては、多文化共生コミュニティセンターを開設する際に物件いろいろ調べさせていただいたところで、やはり青木町というところ、一番中心地にあるという場所で物件として一番いいというところを探していく、あと一緒にやっていただける方とも一緒に相談をしながらというところでその物件を当たったときに不動産屋さんが仲介に入られているような物件だったということで、仲介に入っていただいて手数料を払いながら、地主さんとももちろんお話をさせていただくんんですけども、間に入っていただきながらのほうが交渉もスムーズというところがありましたので、令和3年から借りておりますけども、ずっとそのような形でやらせていただいております。

もう一点、日本語教育の内訳の中でコーディネート業務謝金のところにつきましては、コーディネートの部分につきましては、例えば子育てサロンをやっていただいたり、日本語教室の講師としてやっていただくというところで、時給3,200円という県の単価があるんですけどもその単価から算出させていただいて、教室を開く、もしくはサロンを開く時間を掛け合わせたものが157万9,200円になります。

また、日本語指導謝金も同じような形になっておりますけども、子育てサロンだとか日本語教室でコーディネート業務といって講師をやられる方のフォローをしていただくような形になりますが、そういう方を県の単価を用いて算出をさせていただいたところで254万6,500円というふうになりますので、御理解いただければと思います。

問（13） 仲介手数料ってよく契約のときに払うんですけど、ずっと毎年払ってきてたっていうことになるんですかね。どういうことなのか。契約はもっと前だったと思いますので、なぜ、ど

ういう状況だったのかなっていうのと、あとトレイディングケアさんっていうのは、事業収益として市からの収益とは別に外国人技能実習生の紹介、報酬、管理等の事業収益っていうのがあって、これが収益として入ってるんですよね。いわゆるだから外国人の技能実習生を受け入れるに当たってのそういう事業費っていうのをもらってるんですけど、それとうちが払うお金のこのすみ分けというか、どういうふうにされてるのかなと思うんですよね。これはこれでトレイディングケアさんは別で日本語教室とかそういうことを別の場所でやっていて、技能実習生じゃない人をここで受け入れてるってことなんですかね。どういうやり方をされるのかよく分からぬので御説明をお願いしたいんですけど。

答（総合政策　主幹）　まず建物の仲介手数料の件につきましては、基本的には建物の更新、要は1年ごとの契約をさせていただいておりますので、更新手数料って言い方が間違ってないのかもしれないんですけども、そういう形で1年ごとの契約ですのでそういう手数料をお支払いしてることで御理解いただければと思います。

あと、先ほど多文化コミュニティセンターのお金のすみ分けの部分についてになるんですけども、トレイディングケアさんのほうで、今回の市から受託を受けている多文化共生コミュニティセンターの事業というのが一つあるのと、もう一個別にトレイディングケアさんのほうでやられている外国人の方を研修をしたりっていう事業が別々に分かれておりまして、我々としてはセンターの事業を委託しているということですみ分けをさせていただいている。実習生の方とかそういう外国技能者の方がセンターで何かっていうことはあまりないんですけども、基本的には。なので、センターはセンターの教室だったり一元化窓口みたいなところの施設の運営というところだけで、基本的にはすみ分けをさせていただいているように理解しておりますのでよろしくお願ひいたします。

問（13）　トレイディングケアさんは外国人技能実習生さんに対しては、それはそれで別のところで、そういう人たちは受け入れて、全部日本語教室とか相談窓口とかいろいろされてるっていうことで、それ以外の方についてはここの多文化共生センターで受け入れるっていうことになってくるかと思うんですけど、そこで相談を受けたときに例えば市のこれはいきいき広場のここのグループに行きなさいねとか、それからこれは市民窓口グループに行って相談したほうがいいよとか、その市へ相談をつなげた件数っていうのはどれぐらいあるんでしょうか。

それから、71ページのこども・若者会議の開催なんんですけど、先ほどから内容を聞いてると、アスクネットさんに39万円余で委託されてるんですけど、これ市の職員でできるんじゃないかな。

なと思うんですけど、そのあたりの考えについて併せてお聞かせください。

答（総合政策） 私のほうからは、こども・若者会議の部分について御回答させてもらいます。実際アスクネットさん、学習支援のステップの事業もやってるということでそういった子供、若者に対する事業というのは非常にたけているのかなというのもあって一緒に委託をして我々も入りながら事業を進めてまいりました。

実際職員でできるんじゃないかと言われるとできるのかもしれません、そういったアスクネットさん委託事業者の強みというのも今回、こども・若者会議をこういった形でやるのは初めてでしたので、一緒にそういった委託してそのノウハウを我々も吸収しながらできたらなということで委託という形でやりました。

ただ、やっぱりなかなか子供、若者に興味を持ってもらうということは非常に難しいなというのは、やってみて実感をしたというところでございます。

答（総合政策 主幹） 多文化共生コミュニティセンターの相談を市にどういうふうにつなげたか、件数ということで御質問がありました。多文化共生コミュニティセンター自体の令和6年度の相談件数をまずもって言いますと、大体内容別で1人の方が多数の相談があった場合も計上しますけども、そういった件数でいくと、約7,500件ほど相談がございます。大体それは基本的に多いのは日本語教室、日本語が分からぬというところが多くて、日本語教育の相談が大多数を占めておりますが、先ほど委員おっしゃるとおり、相談があって、市役所のほうで手續がなかなか難しくて書類が自分たちで書けないとか、そういったような相談も多々ありますと、センターのほうから市役所に先に電話を入れて、こういった方が来るので対応してくださいとか一緒に書いてっていうことはよくあるみたいで、件数自体はちょっと今私のほうで把握はできておりませんが、ただ月定例会でよく言われるのは、月に大体五、六件はありますよというふうには言われていますので、積み重ねると大体60件から70件ぐらいになるのかなと、年間でということで御理解いただければと思います。

問（13） やっぱりしっかり市につなげて連携を取ることが大事かなと思いますので、そのあたり今後していただきたいなっていうのと、あと日本語教室とか見ると開催回数が241回で利用者数が3,135回ってことは1回につき10人ちょっとなんですね。これは把握してるか分かんないんですけど、先ほど技能実習生は別でっていう話だったもんですから、その技能実習生とは別で日本に来て、多文化共生コミュニティセンターの利用の対象者っていうのは把握とかはされてるんでしょうか。そのあたり人数とか世帯数でもいいので把握されていたら教えていただきたい

のと、あと2款1項12目のふるさと応援交付金の交付っていうことで、11団体に82万円ということなんんですけど、先ほどから市民予算枠、これも先ほどあやともえんさんとかは返還をされてるんですけど、計画に基づいて実施、実行するっていうのが実際のやり方なんんですけど、これらの交付金の額っていうのは、いわゆるふるさと応援寄附金でポンポンって入れられた額になるのかなと思うんですけど、その確認と、結局その交付金に対する計画っていうのはあるのかないのか、その確認をしたいと思います。

答（総合政策　主幹）　先ほど日本語教室の技能実習生のお話をされました。年間で、おっしゃるとおり、日本語教室に来られる方3,135人ということで、平日は1時間ほど日本語教室をやっておりまして、土曜日はクラスを3つに分けた日本語教室2時間半ですけども今展開をしていただいて延べ人数でこういった人数になります。

先ほどちょっと申し上げたその技能実習生、トレイディングケアさんが自分の団体として受け入れられている方についてはすみ分けをさせていただいているというところになりまして、市内で技能実習生がどれぐらいの人数がいて、その方たちがどのようにセンターを使っているかというところは把握がしっかりとできていないので大変恐縮なんですが、利用者自体はかなり増えてきて、日本語教室かなり活用されておりますので今後ももう少しいろんな方に利用していただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

答（総合政策）　主要成果72ページふるさと応援交付金の部分でございますが、まずこちらにつきましては、委員言われるようにふるさと納税の際に何にこのふるさと応援納税額を使ってほしいですかという人の選定のところで、この各団体を選んだという方のものが経費とかを差し引いた額がこの交付金の額として積み上がってくるというような形になります。

また、どんな事業というところで、申請をいただくときに事業計画を出していただくんですけども、大体既存で既に計画をされている部分の、先ほどもちょっとお話しましたが市民予算枠事業で充てれない経費、例えば高浜まちづくり協議会さんで言えば、毎年冬の時期に運動会をやられるんですけども、そのパン食い競争用のパンをこれで買わせていただいているよというような部分があつたりとかそういう形で各団体さん使われているというようなところで把握をしております。

委員長　計画はあるのかないのか。

答（総合政策）　計画はあります。

問（13）　2款1項12目のざっくばらんなカフェ、こちらの費用は多分場所代と講師料かなと

思うんですけど、そちらについても幾らかかったのか教えていただきたいのと、2款1項12目の公共施設総合管理計画推進事業、推進本部会議、これが私はすごく重要だと思ってるんですけど、この回数、それから内容について6年度どうだったか教えてください。

それから、75ページ、2款1項12目のふるさと応援事業なんんですけど、令和6年度の申込みが多かった謝礼品は今回載ってるんですけど、新規の返礼品はなかったのかっていうことと、あと、返礼品、先ほどいろいろ金額言っていただいたんですけど、これ結局返礼品の合計額、市から出すお金っていうのが実際幾らだったのかっていうのをしっかりと把握したいと思いますのでお願いしたいと思います。

それから、委託のふるさと応援事業支援業務委託。こちらの委託内容についても併せてお願いします。

答（総合政策） まず、主要成果説明書73ページのざくばらんなカフェにつきましてですが、こちらについて費用としましては、プレゼンターの方への謝礼ということで1万2,000円の支出があったというところでございます。

次に、ふるさと応援事業75ページでございますが、新規の謝礼品についてですがこちら上位ということですが、新規の謝礼品についてもありますが、なかなかそれが選ばれるというところまで上位のところまでは来ていないというようなところで、ここにはないというようなところでございます。

この謝礼品の金額というところでございますが、謝礼品の金額につきましては基本的には寄附額の30%というものを目安にしております。ただ、年度の途中でそれを25%ぐらいにしたかというようなところがございます。ただ、30%というところで計算をいたしますと、今回ふるさと応援寄附金が謝礼品だけの金額でいくと約2,000万円ぐらいが謝礼品だけでかかっているというところでございます。

次に、ふるさと応援事業支援業務委託の内容でございますが、大きく9つの業務を委託する費用となってございます。1つ目はふるさと納税管理システムの提供に関する業務、2番目がふるさと納税に係る寄附受付に関する業務、3番目が返礼品及びポータルサイトの管理に関する業務、4点目が受領証明書等発行・発送に関する業務、5つ目が返礼品出荷依頼に関する業務、6点目が寄附者対応に関する業務、7点目が配送業者への支払業務、8点目が返礼品提供事業者、返礼品提供検討者との調整・サポートに関する業務、9個目がワンストップ特例の申告の制度に係る受付業務というような形で、その9つの業務をこの中で委託をしているということになります。

答（財務） 公共施設総合管理計画推進本部会議の開催状況につきまして、令和6年度は6回開催しております。うち4回につきましては公共施設推進プラン進捗状況の確認について、残りの2回は次年度令和7年度の公共施設推進プラン、インフラ推進プラン、推進プランスケジュールの策定についてでございます。

問（13） 先ほどお答えいただいたふるさと応援事業支援業務委託、これは随意契約ですか。どういう契約なのか教えてください。

それから、新規の返礼品については今上位に入ってないってことなんですけど、上位に入っていなくても何品目あったのかっていうことを教えていただきたいと思って御質問しました。

それから、91ページの窓口通訳業務委託、高浜市総合サービス。こちらは随意契約でされてるんでしょうか。やはり通訳さんって貴重ですし、なるべく高浜市のこと精通されている方がやっていただきたいなっていうところになると、やはり直営でやるっていうお考えもあったかと思うんですけど、随意契約でされたっていう理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

答（総合政策） 主要成果 75ページの支援業務委託でございますが、こちらにつきましては一者随意契約となっております。こちらにつきましては「レジホーム」というシステムを使っております。それが扱えるのがこのシフトプラスのみというようなところになっておりますので、そういう形で一者隨契となっております。

また、新規返礼品でございますが、令和6年度では新規返礼品として33品目、新たに返礼品を増やしたというところがございます。その一押しですが、ソーラー充電式LED付きパーキングブロックとかあんクッキーBOXとか揚げパンというような、こういったところを一押しでラインナップしておりますので、よろしくお願いします。

答（市民窓口） 窓口通訳業務の契約につきましては、随意契約で行っております。随意契約の理由といたしましては、市役所窓口に関する豊富な知識と通訳経験が必要ですが、長年の経験から独自の責任を持って業務の遂行が可能であり、かつ必要な報告連絡も怠らないことから、スピーディーな対応は市民サービスの向上につながっておりますので一者隨契として行っております。

問（13） 今の御説明だと、私は直営にしたほうがいいかと思いますのでそのあたり協議されたかどうか、協議の上だと思うんですけど、それをどのように判断されたのかっていうところがよく分からなかったのでお願いしたいのと、それから次の92ページ、2款1項18目防災活動事業の委託料の地域防災ネットワーク支援業務委託、レスキューストックヤードさんなんんですけど、

236万3,697円ということで200万円余なんんですけど、委託内容が、防災講演会が1回と防災リーダー向け研修会が1回、それから市職員向け研修会が3回ということで5回に対しての200万ということで、各時間、何時間ぐらいの講演会であったのかっていうことと、そこに委託をされて向こうのスタッフ、どれぐらいの方が出てきて講演会運営されたのかなっていうところを教えていただきたいなっていうのをそれぞれお答えいただきたいなと思うのと、あと防災マップ作成業務委託、株式会社オトヒメ、こちらについては随意契約かどうかなのか、随意契約であればそれについての理由についてお答えください。

それから93ページに移りまして、工事請負費の先ほどから話に上がってる水防倉庫の撤去工事なんんですけど、こちらすごくちっちゃい建物なんんですけど、これ坪当たり幾らになったのかっていうのと、ここの土地が結果的にこれ市の土地なんですかね。そうなると跡地活用はどうなってるのかなっていうところについても併せてお願ひしたいと思います。

答（市民窓口） 直営にする考えはないのかというお話です。これまで品質が高い状況で対応しておりますし、クレームもないことから継続をしていきたいと考えております。

答（防災防犯） まず初めに、地域防災ネットワーク支援業務委託ですが、御質問のありましたように委託内容としましては、防災講演会1回、防災リーダー向け研修会1回、市職員向け研修会3回となっておりますが、大体一つの講演会につきましては2時間から3時間程度の時間となっております。委託の講師につきましては、講師お一人の場合もありますし、実は今年度につきましてはオンライン研修という形で石川県穴水町の職員さんも講演していただいておりますので、詳細については個別の時間と人数については講師がそのときに何人いたかっていうのは今資料持ってませんが、総額として236万3,000円の決算となったものでございます。

あと2点目の防災マップ作成業務委託ですが、こちらは随意契約ではなく入札を行っております。

3点目の水防倉庫の撤去工事ですけども、平米単価3万3,000円で、土地につきましては港湾の土地になっておりますので、市の土地ではございません。

問（13） 97ページの2款2項1目の市税賦課事業の委託料のところなんんですけど、窓口業務委託、総合サービス。これ多分例年どおりの一者随契かなと思うんですけど、そこがあつてその後に102ページのところも窓口業務委託ということで総合サービスに、こちら多分戸籍のほうだと思うんですね。戸籍の関係の業務を総合サービスに委託をされているということで、それぞれこれだとこういう形式だとそれぞれにリーダーが必要ってなるんですよね、こういう委託方式。こ

れが例えばそれぞれだとまたそれぞれのリーダーのいわゆる人件費もまた上乗せしなきやいけなくなるので私はすごくもったいないかなと思ってるんですけど、そうなってくるとあえて委託ではなくてやはりほぼ契約方式を変えたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりの検討はされたかどうかについてお聞かせください。

答（税務） 主要成果の 97 ページの窓口業務委託のところでございます。こちらにつきまして今リーダーのお話が出てるんですけども、あくまで見積書を徴収しましてそれに基づいたものとなることと、あと直営でとお話があったんですけども、先ほど、91 ページの市民相談事務事業のところでもありましたが、品質が高いという点と、クレームというところもないことから継続して委託をさせていただくっていうふうで考えております。

問（13） それぞれ多分リーダーがいらっしゃるもんだから、そういう委託ではなくて、今会計年度任用職員制度もできるしっていうところで、そういうことは今のお話でいくと検討もしなかったっていうことでよかったです。

答（市民窓口） 特に検討はしておりません。

答（税務） 同様に検討はしておりません。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、2款総務費についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 21 分

再開 午後 3 時 35 分

委員長 休憩前引き続き会議を開きます。

3款 民生費

委員長 質疑を許します。

問（2） それでは主要施策成果説明書の 144 ページをお願いいたします。

認知症早期発見事業の（3）J－D E P P スタディについてお聞きをしたいと思います。

こちら事業目的といたしましては、認知機能検査、早期発見ということで、対象者にオンラインで認知症検査を行って、結果に応じて受診を勧奨するということなんんですけど、対象者 8,286 人に対して受験者数が 430 人、5.2% ということで非常にちょっと少ない数字の中で、さらに受診につながったケースどれぐらいあるのかっていうのをまず教えていただきたいのと、続いて、152 ページの重層的支援体制整備事業についてお願いをいたします。（3）の地域資源を活用したイベントの開催ということで、こちら地域資源ということで、実際にこれ法人でありますとか場所を活用してっていうところがあるんですけど、これを地域資源と捉えたところでもたらす効果というか、そのあたりを一つ教えていただきたいと思います。

もう一点、153 ページの地域共生型居場所づくり推進事業についてであります。

こちらにつきましては、3 点教えていただきたいんですけど、認定 N P O 法人「全国こども食堂支援センター・むすびえ」と連携協定を締結ということですが、主にこの締結内容をもう少し詳しく教えていただきたいと思いますのと、実行委員会を立ち上げ、まぜこぜの居場所づくりに取り組むということで、委員会の委員構成、せっかく世代を超えて異世代交流、属性を超えてっていうことをうたって見えますので、どういった世代が参加した、その世代構成について教えていただきたいのと、もう一点、最後の（4）番の委員会主導で開催したイベント（案）の発表ということであります。実際にこれどういった案が示されたのか、そのあたり教えてください。まずは以上です。

答（健康推進） 主要成果 144 ページの J－D E P P スタディの御質問につきまして、こちらスマートフォンを利用していただき、インターネットを利用してセルフチェックをしていただいて、受検をしていただき、認知機能低下が認められた対象者に受診勧奨するという目的でございます。記載のとおり、対象者は、前期高齢者、後期高齢者 8,286 人に対して受験者 430 人というところで 5.2% となっておりますが、受診勧奨を行いましたのは 224 人、52.1% になります。

答（共生推進） 3 点御質問いただいたかと思います。

まず 1 点目、重層的支援体制整備事業におけるむすびえとの連携協定の締結内容でございますが、ここに記載してあるほか、具体的には私たちの事業の取組に対しての助言、アドバイスとかそういうものをここで行っていただいておりますし、またこういった実行委員会の開催に当たりまして、そういうところの支援も行っていただいているところでございます。

2 点目につきまして、委員の構成の部分かと思いますが、委員の構成につきましてはまちづく

り協議会の方ですか実際に子育てをされてる方ですか、年齢層で申し上げますと 30 代から 60 代、70 代まで幅広く御参加をいただいているところでございます。前後しますが、地域支援のプレイベントの御質問いただきましたが、プレイベントにつきましては、こういった居場所、プレイベントから課題を抱える人を具体的に支援につなげることができないかというふうな目的の下で開催をしております。実績としては特につながったことはございませんが、他方で地域資源から課題を抱える人を行政とつなげた実績は 1 件ございました。このケースにつきましては、今年度引き続き、取り組んでいるところでございます。

最後、実行委員会における案の発表について御質問いただきましたが、今年度に入って実施をいたしましたシルバー人材センター主催の焼きそば食堂で、シルバーさんがやる子ども食堂が一つの例として挙げてございます。

問（2）引き続き、170 ページのひとり親家庭等生活支援事業の①、これ相談ということで生活一般、それから児童、経済的支援、その他ということで、それぞれ 5 年度と比較すると母子家庭及び寡婦についてものすごい数が増加しておりますが、この増加した要因もしくは特段、何か施策を打ったのか、そのあたりを確認させていただきたいのと、171 ページ、みどり学園運営事業についてであります。指定管理料ということで、指定管理料が増加する中で年間延べ利用者数が減という形になっておりますが、この関係について詳しく説明をお願いいたします。

答（介護障がい） 170 ページ、ひとり親家庭の相談支援ということですが、特段、6 年度については、生活一般、特に最近多いのが離婚前相談というのが特に多くなっております。離婚する際に気をつけること、あとは養育費の取決め等々の相談がこの一、二年、特に急増しておりますので、その関係の増が主な要因でございます。

答（こども育成） みどり学園の年間の利用者数が減の理由でございます。こちら通園する児童がいわゆる週 2 回の午前中の利用のほうが増えたっていうところで、トータルの利用人数というものが減っているっていうところで、それに対して人件費については下げるということはできないっていう中で、いわゆる給与の上昇分を考慮した上で上昇しているという形になります。

問（5） それでは、主要成果説明書の 155 ページから 158 ページの 5 ページにかけて、価格高騰重点支援給付金支給事業についてお聞きします。

それぞれの対象に対しての最終的な給付率を教えてください。あと、この取組の中で感じた問題点等ございましたら、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

答（地域福祉　主幹）　まず 155 ページの価格高騰重点支援給付金の給付率についてお答えいたします。

非課税世帯均等割のみ世帯合わせまして 89.29% になります。続いて 156 ページの給付金については、均等割のみ世帯が対象で給付率は 95.85% となります。続きまして 157 ページの上段、繰越明許費分についてですが、合計で 98.12%、下段の現年度分につきましては、合計で 99.48%、それから 158 ページの世帯に給付した分とともに加算合わせましてそれぞれ申し上げます。非課税世帯分については、6 年度給付率としまして 88.28%、子ども加算分については 80.41% となります。

問題点につきましては、なかなか準備が進まない点、あとシステムがこれまで導入してやってきたのですが、最後の給付金につきましては、システムの標準化に伴って人が足らないということで、システム対応ができなく苦労した部分だと思っております。

問（6）　主要成果説明書 136 ページ、3 款 1 項 7 目居宅介護支援対策事業の居宅介護支援券についてお聞きします。

支援券が使えるサービスは、紙オムツや尿取りパッドなど介護用品、褥瘡処置のための用品、理美容サービスなど在宅における日常生活での要介護状態等の軽減、悪化の防止に使用できるものと理解しております。まずは、委託金額 1,744 万 7,868 円の内訳についてサービスごとの金額を教えてください。

また、今後はニーズに応じてサービス内容も変更していく必要があると思いますが、どのような形でサービスの見直しを行うのか、また見直しに当たって課題があれば教えてください。

答（介護障がい）　136 ページの居宅介護支援券でございますが、まず 1 点目の御質問いただきました委託金額の内訳につきまして、紙オムツや褥瘡処置などの介護用品が 1,158 万 1,100 円で、次に理美容に関するものが 393 万 2,700 円、寝具洗濯乾燥については 11 万 3,600 円、あとは家事援助や移動支援等々、こちらが 45 万 1,400 円で、その他こちらの社会福祉協議会のほうに委託をしておりますので、その事務費として 136 万 9,068 円になります。

2 点目のニーズに応じて今後のサービスをどう考えていくかということでございますが、今年度につきまして、次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、ニーズ調査というのを行います。その中の設問の中で、こういった支援券のサービスについてどういったニーズがあるのかというのを把握していく予定でございます。またそれも踏まえて見直しを図るんですが、それによっての課題については、今現在支援券が利用できるお店が、指定事業者さんというふうに言つ

ておるんですが、過去、人材不足等を理由に撤退するケースがございました。今後もしニーズの高いメニューがあったとしても、それを実施できる事業者さんがいなければできないということになりますので、その事業者さんとのマッチングが鍵になるかなというふうに考えております。

問（6） サービスの提供内容が事業所ごとにはばらつきがあつてはいけないと思ってます。現在の指定事業者の数と事業者への説明はどのように行っていますでしょうか。

答（介護障がい） 令和6年度末の数字になりますが、指定事業者数は79の事業者さんにお願いをしております。今後、指定事業者さんが増えたとしても、今、委員おっしゃられるようにサービスの取扱いにはばらつきがあつては利用者さんに混乱をえてしましますので、今現在は、長年サービス提供している事業者さんについても、サービス提供の注意事項ですとか、支援券の取扱いについては毎年、書面にて配布をして注意喚起を図っております。また、合わせて指定事業者さんからの問合せには都度対応しておりますので、今後もこういった対応を引き続き継続していきたいと考えております。

問（7） 3点お聞きします。主要施策成果説明書の125ページ、3款1項3目（7）介護給付費から、本市の障害福祉サービス給付費や障害児給付費は増加傾向にあり、財政を圧迫しております。地域での生活支援や日中活動の場などに多くの費用がかかる一方、放課後等デイサービスでは利用日数が減っているにもかかわらず支給額が増えています。これらの増加要因は国の報酬改定や加算の増加によるものなのか、市としてどのように分析されているのかお聞かせください。

次に、132ページ、3款1項5目の4高齢者等生活支援事業の（1）から（3）についてお伺いします。（1）の利用者数、（2）の委託台数、（3）の登録者数はいずれも伸び悩んでいるよう思うのですが、市としてはこれまでどのように周知を行つてこられたのか、またこれらの数が伸び悩んだり減少した要因をどのように分析しているのかお聞かせください。一方で、センター登録数は増加しており、地域での支え合いの輪が広がってきたように感じますが、登録数を増やしていくためにどのような取組をされたのか、また増加したことにより得られた効果があればお聞かせください。

最後に139ページ、3款1項7目13の（1）介護人材確保・育成について、研修を受講した事業所数と職員の参加人数を教えてください。また、介護技術や知識の底上げや事業所間の交流を図ったと記載されていますが、研修を受けた事業所から実際にどのような変化や反応があったのか、把握されていればお聞かせください。

答（介護障がい） 125ページ、3款1項3目の介護給付費についての御質問でございますが、

先ほど増員の要因ということで、委員おっしゃられた国の報酬改定や加算の増加によるものなのかというところですが、委員おっしゃるとおり、報酬改定と加算の増加によるものが主な増額の要因となっております。

3点目に御質問いただきました139ページの介護人材確保・育成について、研修は3つ挙げられておりますが、それぞれ、まずコーチング研修については8事業所27人、その次のアンガーマネジメント研修については9事業所25人、管理者向け研修については11事業所23人の参加をいただいております。

続けての御質問で、実際にどういった変化や反応があったかというところなんですが、実際把握はしておりませんが、こちら事業者さんの自主的な発案での研修でございまして任意の参加でございます。要するに、そちらに参加された方は意欲的な方だと思われますので、何かしらの収穫があったのではないかというふうに考えております。

答（福祉まるごと相談） 主要成果132ページの高齢者等生活支援事業についてお答えさせていただきます。配食サービスが減少している要因でございますが、最近は民間の配食サービス事業者も増えておりまして、きめ細やかなサービスが提供されております。そのため、民間の配食サービスを選択される方が増えておりまして、市の配食サービスを利用される方が減少したのではないかと考えております。

緊急通報装置貸与事業では、携帯電話の普及、固定電話を持たない方が増えたことが減少要因ではないかと考えております。

続きまして、見守りネットワーク推進につきましては、事前登録と個人賠償責任保険加入者が微減となっておりますが、自然減、あと施設入所による脱退数が増加したことが減少要因になっております。

続いて、どのような周知を行ってきたかという御質問ですが、配食サービスと緊急通報装置につきましては、主に独り暮らしの高齢者が対象となってくるサービスになりますので、ホームページや窓口案内だけではなくて、関わりのある地域の民生委員さんやケアマネージャーなどからも御案内いただきまして、必要な方へ支援が届くように周知させていただいております。また、見守りネットワークにおける事前登録、個人賠償保険におきましてもケアマネージャーや介護関係者を通じて必要と思われる方に対して、その家族、本人さん、またはその家族に対してしっかり周知をお願いさせていただいております。サポートの登録につきましても、広報での周知やイベント時にチラシを配布させていただくなどしまして広く啓発に努めております。サポート

登録者数は増加しておりますが、これは地域における支え合う機運の醸成につながっております。
また、認知症に対する理解促進、一定の効果があったということで考えております。

委員長 答弁。放課後デイサービス。

答（介護障がい） 先ほど1点目の御質問ありました放課後デイサービスについては、先ほども
答弁ありますが、国の報酬加算の改定とあとは加算の増加によるものとして分析をしております。

問（12） 3つの事業について伺います。

まず一つ目が、主要成果121ページ、3款1項2目権利擁護推進事業で、③に令和6年度福祉
まるごと相談グループ相談状況が書かれておりますが、この令和6年度相談件数が前年度から
144件増加しています。この増加の要因をどのように分析されているのか。特に高齢者や障害者
の相談が増えている背景について伺います。また相談件数の増加に伴い、職員の対応体制や関係
機関との調整に負担は生じていないか、また複数の分野にまたがるこのケースに対応する際の課
題や今後の改善点があればお聞かせください。

2つ目 143ページ、3款1項8目生活困窮者自立支援事業、（5）委託料の中の窓口通訳等業
務委託について伺います。令和5年度はポルトガル語通訳1人を週3日配置し、委託金額は約212
万円でしたが、令和6年度は約312万円と増加しております。この増加の要因は勤務日数や対応
時間の拡大など体制面の変更によるものなのか、それとも委託単価の見直しなどによるものなの
か伺います。

3つ目 179ページ、3款3項2目生活保護事業について、地球温暖化の影響で猛暑日や熱帯夜
が増えておりますが、夏季の生活環境の確保がますます重要になっています。冬季加算はある
ものの夏季には加算がなく、冷房使用などの電気代負担、これが生活に重くのしかかっている
実態があるのではないかと思います。

伺いたいのが、生活保護世帯において夏場のこの電気代負担や熱中症などの健康面への影響に
ついてどのように把握されているのか、その上で夏季加算についてのお考えをお願いしたいと思
います。

答（福祉まるごと相談） まるごと相談の増加の要因の理由としましては、高齢のほうが福祉相
談が前年度比で58件増えておりまして、緊急通報対応が20件増えたことが主な要因になってお
ります。

障害のほうでは福祉相談、福祉支援で前年度比60件増加したことが主な要因になります。こ
の増加の要因、前年比で大きく増加した要因としましては福祉サービスの利用に関する相談、手

続、支援、施設や医療機関への入退院、入退所支援がある方 1 人に対して、複数回、やはり対応が必要になるケースもございますので、どうしても増減が大きくなってしまうというのが現状でございます。

あと職員の負担というところですが、実際に一人の負担というのは確かに大きいものがございます。ただ、協力しながら今、皆ベテランがそろっておりますので回っている状況ですが、今後はいきいき広場全体、職員一人一人が意識して取り組んでいく、いろんなケースも取り組んでいけるような体制をつくっていきたいというふうに今考えております。

それで課題としましては、今言ったとおりで、1 人に集中しないような体制づくりというのが今後求められてくると思いますので、まるごと相談が全て支援調整するのではなくて、各グループの担当が一人一人が意識を持って支援できるような体制づくりというのが今後課題になってくるのではないかと考えております。

答（地域福祉） 私のほうからは生活困窮者自立支援事業における窓口通訳の増加要因についてお答えをさせていただきます。100 万円ほど増加した要因につきましては、令和 6 年度より新たにベトナム語の通訳を週に 2 回配置したことによる増加となっております。

答（地域福祉 主幹） 生活保護事業の夏季加算についてお答えいたします。まず、国の基準に定められておりますので夏季加算はございません。独自で導入ということも考えておりません。また健康面での把握につきましては、ケースワーカーの訪問において確認することとしております。

問（13） まず 114 ページ、3 款 1 項 2 目の委託料の清掃委託の高浜市総合サービス。こちら随契だと思いますので、そちらについての何号随契で細かい随契理由についても教えてください。

それから、その下のマシンスタジオの運営委託についても多分これ随意契約になってるのかなと思いますので、随意契約にした理由、それからこれ今回、2,851 万 9,301 円ということで、こちらの金額になった経緯、随意契約に伴う見積りを今回したのかどうなのか、そのあたりについて経緯についてお聞かせください。先ほどの清掃委託についても随意契約であれば、金額の妥当性についても御説明いただければと思います。

それから、同じくいきいき広場の管理運営事業ということで、令和 6 年度に骨伝導集音器をたしか買ったのかなと思うんですね。それに対して御記入がないでよく分からないんですけど、利用実績と利用対象者の実態調査のほうされたのかどうかについても併せてお聞かせください。

答（地域福祉） 私のほうからは、いきいき広場管理運営事業における清掃委託料についてまず

お答えをさせていただきます。

こちらの清掃委託料については、随意契約で2号随契としております。理由といたしましては、通常の清掃に加えまして、障害者の積極的な受入れ等を行っていただくことを念頭に、そのノウハウを持ってる高浜市総合サービスと随意契約をさせていただいているところでございます。

また、骨伝導集音のイヤホンにつきましての実績でございますが、現時点での使用実績はございませんでした。また、そういった利用実態把握等については現時点で行ってはございません。

答（健康推進） 主要成果 114 ページのマシンスタジオ運営委託につきまして、まず随契理由につきまして、こちらは地方自治法施行令の2号事由、性質または目的が競争入札に適さないということで、こちら相手方が受託者のほうが特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブということで、地域住民により自主的、主体的に運営されているクラブとなっております。組織の性格やこれまでのマシンスタジオにおける運営実績も鑑みて運営を委託をさせていただいております。

2点目の金額の妥当性につきまして、マシンスタジオ運営委託につきましては、西三河6市の自治体を運営するトレーニングジムの状況を確認し、開館時間や委託料、受託業者などの調査を行っています。その上で、本市の利用状況を確認し、効率的なマシンスタジオになるよう委託内容の仕様を精査して、内部で積算を行いました。日曜日の閉館を含めて、開館時間を見直すなど実際に近隣市で受託をしております業者からも予算見積りを取って、価格のほうも確認をしております。

問（13） 今、マシンスタジオの業者見積りを取ったっていうことなんんですけど、何社から取ったのかっていうことと、あと清掃委託のほうが金額の妥当性について御答弁がなくて、これについても見積りを取った上で市が積算されたのかどうかっていうところもお聞かせいただきたいのと、あと障害者の受入れをしているっていうことでそれはすごくいいことかなと思うんですけど、そうなった場合、逆に総合サービスさんっていうのは、どれぐらいその障害者の受入れとか対応にたけているかよく分からんんですけど、市内には就労移行支援施設、事業所っていうのがたくさんあります、そういうところに委託をするっていうのも一つの案かと思うんですけど、当初からもう総合サービス1本だよっていう感じでやられちゃったのかなと思うんですけど、ちょっと金額の妥当性についてはよく御説明がなかったので再度お尋ねしたいと思います。

それから、3款1項3目の自立支援医療費、これ毎年聞いておりますけど、腎臓の血液透析をされてる方が令和6年度は48名ということなんんですけど、このうち、高浜豊田病院で透析されている方が何名いるかっていうことをお聞きしたいと思います。

答（地域福祉） 清掃委託の金額の妥当性について御答弁ができていませんでした。こちらにつきましても毎年度内容と仕様の見直しを必ず行っておりまして、業者、総合サービスのほうから出された金額を踏まえて、実施の内容、実績状況を踏まえまして、打合せ等を重ねた上でのこの金額となっておりますので、我々としては妥当性があるものというふうに考えてございます。

あと清掃の就労の部分につきましては、現状、総合サービスさんは高浜市本庁舎のほうでも障害をお持ちの方の就労の機会を与えた状況をつくっておられまして経験値は非常に豊富にあるものと考えております。清掃業務プラス障害者の就労の受け入れということで両面を併せ持つのが総合サービスというふうに考えて委託をしてきておりますが、今後、当然そういった業者さんが出てくる可能性を否定するわけではございませんので、そうした場合はその時点において考えてまいりたいというふうに考えております。

答（健康推進） マシンスタジオの積算の妥当性につきまして見積りを徴収しましたのは一社となりますが、もう一社、他市のほうで運営をしている業者の方に内容等は確認をしております。

答（介護障がい） 126 ページのじん臓（血液透析）でございますが、令和 6 年度末で 17 名の方がご利用されていらっしゃいます。

問（13） ほとんどが高齢じゃないってことで。

134 ページ、3 款 1 項 6 目の工事請負費、高浜南部老人憩の家の解体工事及び次のページの元気高齢者応援事業の委託料の全世代楽習館の解体工事設計業務、こちら、まずごめんなさい、間違えました。失礼しました。

工事請負のこの南部老人憩の家の解体、こちらについては坪単価か平米単価は分かりませんけど、結果的にこれ幾らになっているのかについてお聞かせください。

それから全世代のほうの解体については、解体費用はこちらに載っていなくて設計業務なんですが、これあえて設計と解体分けられてるのかなと思うんですけど、解体費はこれ載ってきてないんですけど、これはまだたしか繰越明許か何かで令和 7 年度に載ってくるっていうことでよろしかったですかね。

答（健康推進） 主要成果 134 ページの老人憩の家等管理運営事業で高浜南部老人憩の家の解体工事費の坪単価につきまして、解体工事費が 660 万円で、坪数でいくと 20.6 坪になりますので、約 32 万円となります。

問（13） 138 ページの 3 款 1 項 7 目の工事請負費のケアハウス湯山安立外壁改修工事とケアハウス湯山安立換気扇更新工事。これいざれもこの工事期間がすごく長いなと思っていて、特にケ

アハウス湯山安立のほうが、私市民の方からも、何でこんな外壁の工事でいつまでも足場置いとくのってすごい言われちゃって、足場代だけでもすごく高いんじゃないのという市民の方からの声をいただいているんですけど、工事期間これ両方すごく長くなってるんですけど、何かこれ理由があるんでしょうか。ちょっとあまりにも工事期間が長いなっていうふうに思うので、教えてください。

それから、141 ページの 3 款 1 項 8 目の生活困窮者自立支援事業の自立相談支援事業なんですが、これが委託とあと 1 件だけ会計年度任用職員、就労支援員ということで、そこがあえてそこだけ会計年度あとは委託になってるんですよね。これどこに委託しているのかということと、なぜあえてこの辺委託なのかなっていうとこについてもお聞かせください。

それから 143 ページの学習等支援事業業務委託、アスクネットさんの件なんですが、これざっくりと 1 人当たり 32 万 1,026 円かかるかなと思うんですよね、子供 1 人当たりに。確かに生活困窮者とかの子供たちに対する支援は必要かなと思うんですけど、ちょっと金額の妥当性について御説明いただきたいなと、どうしてこういう委託金額になったのかについて教えていただきたいなと思います。

それから、その下の窓口通訳等業務委託で、こちらについても結局またこれ随意契約かなと思うと、この人に対するリーダーみたいな方がまた必要になってくるかなと思うんですけど、どのように委託でされてるのか。多分外国籍の方の生活困窮の通訳っていうと、結局そこからいろいろなところにつないでいかなきゃいけないと思うと、なかなかこれ委託でやるともう偽装請負になりかねない部分がすごく出てくるかなと思うんですけど、そのあたりをどのようにこれ仕事されてるのかな、あえて委託にしている理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

答（介護障がい） 138 ページのケアハウスの施設整備事業についてですが、一つ要因としては、入居されている方がいらっしゃる状況の中での工事になりますので、そのところを踏まえて少し長くなっているのかなと。換気扇につきましては、居室の中の換気扇を 33 台更新しておりますので、そういう台数、あとは入居者の方がいらっしゃる状態の中でのというところでこの工事期間になったんだろうと思われます。

外壁改修工事については、途中ちょっと設計時には確認困難であったというところで一部追加をしております。壁の水切りの部分のところが一部ちょっと必要が生じて、増工が生じておりますので、それも一つ要因なのかなと思われます。

答（地域福祉） 私のほうから生活困窮者自立支援事業に関する 3 点の御質問いただいたかと思

います。まず自立支援相談事業におきまして、会計年度任用職員と分けている何かの理由かということですが、すいません承知してませんので、また調べて改めて御回答させていただければと思います。

また 2 点目でございますが、学習支援事業に関する金額の妥当性の御質問であったかと思いますが、この金額その 1 人当たりの金額で割ると、おっしゃるとおり金額が高いように見えますが、その金額だけで判断するものでは私たちはないと思っております。しかしながら、いつも高くいいのかっていうところは当然ございますので、内容については毎年毎年、委託業者等々、打合せをしながらなるべく抑えるように努めているところでございます。また、合わせまして、窓口通訳の件でも御質問をいただきました。こちらについてもおっしゃるとおり随意契約でございますが、現時点では随意契約から変える予定はございません。市役所の通訳同様、変える予定は今のところしておりません。

問 (13) 139 ページの介護人材確保育成のところで、先ほど、例えば一番上の研修が実施日が 6 年の 9 月 30 日、1 日だけなのかなっていうところで、参加者が 27 人という御答弁がありました。27 人で 11 万 2,000 円ということになっているので、この内訳について教えてください。その下 2 つについても内訳について教えていただきたいのと、あと、さっきお話をしたこのアスクネットさん、これについては両業者と市が協議をしたのかなと思うんですけど、市としての積算はしてないっていう理解でいいのかなっていうそこの確認もしたいのと、あと窓口通訳につきましては、やはり私はなるべく業務委託になっちゃうとそこで業務が完結しなきゃいけないってことなんんですけど、やはり通訳を受けたいっていう人にとっては、いろんなところの窓口まで連れてっていただいてそこでもいろいろ話をする中で、ただ単に通訳をするだけではないところもやはりいろんなフォローをしていただきたいなっていう思いもあるもんですから、やはりちょっと今後は業務委託ではなくて協議していただけたらなっていうことなんんですけど、そこはすいません、答えあってもなくてもいいんですけど。

144 ページの 3 款 1 項 9 目の認知症早期発見事業の（1）の国立長寿医療研究センターと認知症予防体制の構築に向けた定例会議っていうことなんんですけど、予防体制の構築っていうことになると、それに対する計画っていうのがあるのかなって思うんですけど、それがどのようになつてているのか御説明いただきたいと思います。

それから、162 ページの 3 款 2 項 2 目の委託料のところなんんですけど、吉浜北部保育園の給食調理業務、これも高浜市総合サービスに委託、多分随契かなと思うんですけど、随契理由につい

て、何号随契なのか、それから随契の細かい理由についても、できれば入札審査会の随契理由について教えていただきたいなっていうのと、その下の修繕料なんんですけど、吉浜北部保育園でスチームコンベクション修理ってあるんですよね。ところがこれ 163 ページのほうの備品購入費のほうには、スチームコンベクション・プラストチラーって書いてあって、これ一緒のものなのか違うものなのかよく分からんんですけど、修理したけど駄目で買うことになったのか、そういう何か部分的な修理が必要だったのか、この調理器具のほうが一部分なのかちょっとこの辺がよく分からないので御説明いただきたいのと、あとその下の各所修理っていうことで排水管等ということで 36 万 9,600 円ってあるんですけど、これもう前からずっと私言ってるんですけど、吉北はもうとっくに大規模改修終わってたはずなので、大規模改修終わってればこの事業費は本来必要なかったのかなと思うんですけど、そのあたりのお考えについてもお聞かせください。とりあえずそこまでお願ひします。

答（こども育成） まず、給食の調理業務でございます。こちらは随契の理由としましては 167 条の 2 第 2 号のその随意契約に当たるものとして示させていただいております。こちらは、いわゆる給食調理業務につきましては市内の従業員が多い総合サービスに受託することによって、社員が市民が多い中で市民がいわゆる調理業務に対して思い入れと熱意を持って業務に携わっていただくなっているところが多分に大きな理由になるかなとは思います。それは単純作業の業務というものをいわゆる市内に他の事業所のない業務について総合サービスが受託していたっていうのがそもそもの理由でございまして、従業員、市民として支払える委託料についても市内の雇用の創出にもつながるということが大きな理由の一つと考えております。また、短時間勤務とかも可能な限り対応するような形で市民のニーズに応じた就労の仕方等も総合サービスにおいてライフスタイルに合わせた雇用形態の実現をしているというところもある中で、いわゆる政策的な理由にも合致するんじゃないかというふうに考えてございます。

また、修繕料につきましては、スチームコンベクションの修理を行っております。こちらいわゆる交換する前のスチームコンベクションが不調になりまして、それに対しての暫定的な部品交換も行ってだましだまし使っていたのでございますが、こちら調理業務につきましては、壊れてしまうと給食の調理に多大な影響を及ぼすというようなところの中で並行して新規の更新として調理業務システムコンベクション及びプラストチラーというものを購入しております。

修繕費等について各所修理っていうふうに挙げさせていただいておりますけれども、やはりもうもろの事情で今大規模改修のほうが遅れている中で、それによって生じてくる各所老朽化に伴

う不具合等については隨時対応していく必要があるということで挙げさせていただいております。

答（健康推進） 主要成果 144 ページの認知症早期発見事業につきまして、まずこちら国立長寿医療研究センターのほうと認知症予防体制の構築に向けた定例会議を実施しているということで、こちら平成 27 年度から協働で認知症予防のための検診、脳とからだの健康チェックや予防プログラムの提供を実施し、認知症の予防体制の構築に向けた協働事業を継続しております。

各種介入事業の結果を共有するために、おおむね 1 か月おきに定例会議を開催して、コグニ俱楽部の実施状況や認知症の状況、ホコタッチの利用者の状況などを会議で分析を行って、エビデンスのほうを収集しております。

予防体制の構築にかかる計画はあるのかとの質問に対してはございませんが、脳とからだの健康チェックをはじめ、J—D E P P の研究など介入事業をすることは市単独の事業規模では大変難しくて、様々な大規模研究に協力することで得られた知見を実際の計画、実装に向けて定例会で検討しているという内容となっております。現時点ではいろいろな知見を集めている中で、具体的にどういったことがどういった効果に結びつくかというのを調査している段階です。

答（介護障がい） 主要成果 139 ページの研修事業についてですが、こちらの費用については講師謝礼と会場使用料になります。詳細の内訳が今、手元にありませんので、どれで幾らというのは今の段階では分かりません。

答（地域福祉） まず先ほどの御質問で資料がないでお答えがって話をさせていただいた就労支援員を会計年度であえて分けてるっていうところでございますが、この就労支援員さんにつきましては、同じ方で生活保護の業務も実施をしていただいております。困窮と生活保護、非常に関連性が深いところですから、そこを 1 人の方で連動して見ていただいているっていうのも一つの要因かと思いますが、また改めてお話をさせていただきます。

合わせまして 2 点、御質問いただきましたアスクネットの学習支援業務の点でございますが、市の積算をしていないんじゃないかって話ですが、最終的には業者の見積りを基に実施しておりますが、最終見積りについても協議を重ねた上でいただいた見積りを基に市として金額を決めておるところでございます。

また併せて通訳の御質問とか御意見をいただきましたが、一つその通訳でやるところ、直営でやる雇用するメリットとして、委託ですと、休んだときに代替を用意してもらうんですが、直営でやりますと余分にプラスして雇用しなければいけないというところも、そういったメリット、

デメリットございますが、各グループ間とかをつなぐというその委員御指摘の部分もお考えとしては理解するところもございますので、今後の参考とさせていただきたいと思います。

問（13） 介護障がいグループの件については、また後で調べてお伝えいただければと思います。

165 ページの 3 款 2 項 2 目の保育環境改善等事業補助金、こちら保育所 1 施設に対しての補助ということなんんですけど、どこの保育所なのか、どのような内容だったのかについてお聞かせいただきたいのと、その下の保育所等給食費軽減対策事業費補助金なんですけど、こちらが多分私立の保育所、認定こども園かなと思うんですね。いわゆる唯一の公立の保育園である吉浜北部保育園はいわゆる今まで公会計方式みたいな感じでやってきたっていうことになると、吉北の公費分っていうのが令和 6 年度は年間幾らで、それを子供 1 人当たりに割るとどれぐらい公費として賄ってきたのかなっていうのを知りたいので、そこを教えてください。

答（こども育成） まず、給食費の軽減対策の支援補助金の中で、吉北のいわゆる市がどれだけ負担しとったのかっていう御質問だったかと思います。詳しい資料が手元には今ないんですけども、約 180 万から 200 万円ほどを負担していたっていうふうにたしか覚えてます。実際に市が 1 人当たりに対して負担する金額が 1 食分の 285 円を超えていることから、今回、令和 7 年度において値上げをさせていただいているというふうになっております。

あと、保育環境改善事業の補助金は、一度調べてお答えさせていただきます。

問（13） 吉北に関しては結局 1 人当たり幾らだったのかっていうのを私はこれは明確にしたいと思ってますので、結局、公立の幼稚園が全然何も手当がされなかつたというところで明確にしたいなと思います。

それから、172 ページの 3 款 2 項 3 目の児童センター事業の児童センター維持管理業務委託、あおみが丘コミュニティ、これ多分 P F I 事業の S P C に対する維持管理料で、いわゆる施設ごとの案分したものかなというふうに私は理解してるんですけど、そういうことで正しいのかっていうのと、やはりこの業務に関しても私はあまりにももったいないなっていうのがあるので、特に児童センターっていうのは、いわゆるエレベーターとかそういった機械類っていうのはあんまりないのかなと思うんですよね、自動ドアとかあるのかもしれないんですけど。そういう面で市が単独でやるっていうことも今後考えてほしいなっていうところも合わせて、これは面積案分でよろしかったでしょうか、お聞きしたいと思います。

176 ページ、3 款 2 項 3 目の病後児保育事業、これ相変わらずゼロ人で、前から言ってるようにうち使いにくいくらいで話をしてるんですけど、何か使いやすいような形、工夫をされたのかどう

か、お聞かせください。

答（こども育成） まず保育環境改善等の事業費の補助金につきましては、ひかりこども園の2歳児の保育室の床の修繕と保育室照明器具のカバー付きのLEDの交換で補助金のほうを支出してございます。

高浜児童センターの維持管理業務委託につきましては、委員御指摘のとおり、学校経営グループ、文化スポーツグループ、こども育成グループで費用を案分しているものでございます。こちら、いわゆる維持管理内容に応じた形で割り振りをされているというふうにこちらとしては理解しております。修繕とかも必要な修繕費等を割り振って予算のほうを積算しております。

病後児保育につきましては、ここ3年の中で令和4年が1名、令和5年が4名で令和6年がゼロということになっております。病後児、回復期にあるお子さんを集団の保育を行うことが困難な児童に対して一時的な保育サービスを行う事業でございまして、いわゆる子ども・子育て支援法の14事業の一つとして位置づけられているものでございます。こちら実際に預けることに対して、預けるぐらいであるならば見たいというような保護者さんもいる中での利用の人数っていうふうに理解しておりますが、利用のサービスとしては問合せについて受けるような形では対応しております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、3款民生費についての質疑を打ち切ります。

4款 衛生費

委員長 質疑を許します。

問（12） 2つの事業について伺います。

主要成果182ページ、4款1項2目老人・成人保健事業に関して検診の受診率を上げるための取組として、全ての対象者に個別での通知を行い検診の必要性を伝えているとのことでしたが、その取組の成果として、検診の受診率や受診者数はどのように推移したのかお聞かせいただきたいのと、あと高齢になると聞こえの低下が進み、生活の不便や人との交流にも影響が出てきます。

検診の際に、この聞こえに関する相談などを受けたというケースは把握しているのか、また聴力検査の必要性についてはどのように考えておられるのかお願いします。

次に、199 ページ、4 款 2 項 1 目廃棄物処理事業に関して、資源ごみ分別収集特別拠点の開設日、これ毎月第 2、第 4 日曜日の 9 時から 13 時となっておりますが、この開設日や時間の拡大についてはどう検討されたか、今後どうされていくのかお願いします。

答（経済環境） 資源ごみの特別拠点につきましては、地域の資源物回収拠点の見直しと合わせて、今後、検討していきたいと考えております。

答（健康推進） 2 点いただきました、まず 1 点目の聴力検査についてお答えさせてください。

聞こえの相談は窓口のほうでは受けてはおりません。今後、聴力検査を行うかとの御質問なんですが、現在、財政状況が非常に厳しい中で限られた財源の中で教育、福祉、インフラ整備など幅広い行政ニーズに対応していく必要があります。ですので、コロナウイルスのような災害感染対応等でそういうものが必要な場合については優先的に設けていきたいなとは思ってはおります。高齢者の方に聴力検査をする中で、高齢者検診は主に生活習慣病の早期発見、予防を目的としておりますので、聴力検査は直接的には関係がないというところで、検診の範囲を拡大し過ぎますと本来の目的がぼやけてしまうとか、実施のコストや手間が増えてしまうというところで、現在は聴力検査を行うことを予定はしておりません。

答（健康推進 主幹） 検診の受診率につきましては、本市が総合検診や成人ドック、182 ページのように、こういった検診は 20 歳以上の方という形で広い方々を対象にしており受診率としては把握をしておりません。しかし、がん検診につきましては、胃がん、肺がん、大腸がん検診はまだまだ低い値ではありますが、国や県に比べますと受診率が高値を示しておりますし、子宮、乳腺につきましても県に比べると高い数値を推移しておりますので、一定の効果があると思っております。

問（12） 聴力検査のところなんんですけど、検査を実際にそこまでしないにしても、例えば問診票にそういう項目を入れるとかそういったお考えはないかどうかお願いします。

答（健康推進） 問診票に項目を入れるかというところについては、入れる予定はございません。難聴等については本人や御家族が日常生活で気づきやすいというふうに考えておりますので、検診のほうでスクリーニングを行わなくても、医療機関の受診のきっかけには聞こえの関係でつながっていくものと考えております。

問（1） それでは 2 点お伺いいたします。

まず 190 ページ、4 款 1 項 2 目予防接種事業の中で、新型コロナウイルスの予防接種の件です。これ対象者が 9,797 人うち、接種された方が 1,651 人ということで対象者の割には少ないのかなという気もしております。加えて、今年も継続されるということで、今年は本人負担額が増えるということになっておりますが、これ幾らから幾らに上がったのか教えていただきたい。

そしてもう一点、197 ページ、カーボンニュートラル推進支援補助金、概要のほうの 54 ページ。これ実施されておりまして、診断が 8 件、そして設備を 7 件変えられたということですが、これ具体的にどんなものを変えられたのか、ＬＥＤなのか分かんないですけど、どういったものを変えられたのかを教えてください。

答（経済環境　主幹）　主要成果の 197 ページのカーボンニュートラルの推進支援補助金でございますが、実際の設備更新でどんなものかっていう質問でありますけども、主にサービス業が冷蔵庫だとか LED の更新と、あと製造業でいいますと、溶接機をこの設備更新で導入しております。

答（健康推進）　主要成果 190 ページの新型コロナウイルスの予防接種の接種率等についての御質問です。こちらに記載のあるとおり、令和 6 年度コロナウイルスの感染症の接種率でいきますと 16.9% という形となっております。令和 6 年度につきましては、国の助成金 1 件当たり 8,300 円がございましたので、本人負担金としては 2,000 円という形がありました。

今年度につきましてはこの国の助成金のほうがなくなりましたので、接種 1 回につき本人負担金は 4,500 円となっております。

問（13）　では、同じく 4 款 1 項 2 目の新型コロナウイルスの予防接種についてお伺いしたいんですけど、6 年度の定期接種に当たりまして医師会及び医療機関から受診券の配布について御意見とかなかったのかっていうことについてお伺いしたいのと、それから健康被害、後遺症に関する相談件数、それから認定件数、これについてお聞かせいただきたいのと、結局この件数の公表って今されてないと思うんですけど、なぜしないのかについても併せてお願ひします。

答（健康推進）　主要成果 181 ページの新型コロナウイルス感染症対策推進事業につきまして、質問の回答順番が変わりますが、まず 1 点目、新型コロナワクチンの臨時接種による健康被害、副反応につきましては、健康被害調査委員会を経て申請したのはこれまでに 2 件で、現在まで認定されたのは 2 件という形になっております。今回のコロナワクチンの予診票の発送につきまして、高齢者インフルと同時発送をさせていただいております。こちらにつきまして、医師会等からの意見がありましたかということなんですが、高浜市の医師会のほうに依頼をする場

合は事前に医師会長のほうと打合せのほうを行っております。コロナワクチン接種の案内に際しては、送付予定の案内文や近隣市で実際に送付いたしました文書等もお示しをさせていただいて専門的な御意見のほうをいただいております。一部の先生からは、コロナ接種の案内方法について御意見をいただきましたが、実際に接種される方、発送 9,500 件強を送っておりますが、その方から特に御意見はいただいておりません。

健康被害につきまして公表しているかということにつきましては、特に広報、公式ホームページのほうでは公表はしておりません。公表していない理由といたしましては、特に国等から具体的に公表の指針等がお示しされていないというのが一点、近隣の 6 市のほうとも情報交換をした際に各自治体がまちまちであったというところで、あとは本市のようにまだ該当者が少ないような場合は個人が特定されるおそれもあるのかなというところで、積極的には公表は控えております。ただし、予診票のほうで予防接種のお知らせをする際には、案内文の冒頭に注意書きとして接種は強制ではないと、本人の意思に基づいて接種を受けていただくことを強調させていただいております。

問 (13) 今、2 件申請があつて 2 件認められたっていうことなんでしょうか。そうなると、相談件数というのはもっと多いかなと思うので、相談件数どれぐらいあったのかなっていうのと、あとやはりこの救済制度っていうことがなかなか市民の間に知れ渡っていないもんですから、そのあたりどのように考えるのかな、もっともっと救済制度、本当に私の周りでも苦しんでる方がたくさん見えるので、救済制度のアナウンスっていうのをしっかりやったほうがいいのかなっていうところと、あと一部の医療機関の先生から御意見いただいたってことですけど、どのような御意見だったんでしょうか、教えてください。

答 (健康推進) 3 点御質問いただいたかと思います。

まず健康被害の相談につきましては、2 か月ほど前の状態にはなりますけど、9 名ほどの相談がございました。一部の先生のほうから御意見をいただいたという御質問につきましては、内容についてはこの場では公表することは控えさせてください。

救済制度の周知につきましては、実際に接種される方の予防接種の案内文等を 1 人ずつ個別案内をしております。その一番冒頭の目立つところに、接種は任意であるということと、その後のほうには救済制度の説明を記載させていただいております。十分に内容のほうは周知をさせていただいていると思っております。

問 (13) 192 ページの 4 款 1 項 2 目の妊娠出産包括支援事業の産後ケア事業費用助成。これ昨

年度より約倍になってるので、何か新たな事業が拡大されたのか、要因について教えてくださいってことと、194 ページの 4 款 1 項 3 目地域医療振興事業、これ毎年聞いておりますが、固定資産税等の補助金、これが高豊分と旧分院分、幾らずつのかっていうことと、あと毎年これ聞いてますけど、透析の回数、それからリハビリの、これリハビリ不思議なんですよね、協定書でリハビリをやるって書いてあるんですけど、病院のホームページ見るとリハビリをやってるのかどうかっていうのが全然つかめてないもんですから、リハビリについてもどのような状況になつてゐるのか併せて教えてください。

答（健康推進 主幹） 産後ケア事業の費用助成につきましての御質問かと思います。件数が増えているのは、令和 6 年度より日帰り宿泊型に加えて訪問型を追加したためと思われます。訪問型 22 件利用のうち 12 件ございます。

答（健康推進） 主要成果 194 ページの地域医療振興事業の固定資産税等補助金についての御質問からお答えさせてください。固定資産税の補助金につきましては、旧高浜分院分が 7,100 円、高浜豊田病院の固定資産税が 2,701 万 500 円の合計 2,701 万 7,600 円となっております。

そして、高豊病院の診療実績につきまして、こちらも昨年と同様になりますが、令和 6 年度のホームページに公表されておる資料からお答えさせていただきますと、透析の件数につきましては年間で 8,717 件、1 日平均透析患者数は公表されておりません。しかし、登録患者数のほうは 30 名で満床となっておると伺っております。リハビリの件数につきましては、おっしゃられるとおり公表されていないため不明ではありますが、実際に高豊病院を利用されております入院、外来を含め、整形、外科を診察、受診をされた方については、必要に応じてリハビリのほうを行つております。

問（13） たしか副市長が高豊の運営協議会が何かの委員をされてると思うんで、その辺が何か把握できないっていうのはなかなかちょっと私には理解できないんですけど、今、透析、リハビリもどれぐらい件数があるのかっていうのもやっぱり把握すべきであるかなと思いますし、それに対しての補助金出してるわけですから。それから透析が 8,717 件で多分これ土日やってないのかなと思うと、平日 5 日 1 日 40 件強ぐらいですかね、そうなると、単純に割ってですよ。そうなつてくると、結局、前から言ってるように、透析って朝昼晩って本来だったら 3 クールあるんですけど、結局 30 床ということは、午前中、午後の 2 クールぐらいしか今はやってないっていう理解でよろしかったでしようかっていうところを確認取りたいと思います。

それから 196 ページに移ります。4 款 1 項 4 目、委託料、エコハウスの施設管理業務委託。こ

れも高浜市総合サービス、委託の多分また随契かなと思うんですけど、随契理由、何号随契か、それから随契の入札審の理由、それから金額の妥当性、どのようにこの金額に決めていたのかについてお聞かせください。

それから、200 ページの 4 款 2 項 1 目の窓口等業務委託の高浜市総合サービス株式会社。こちらも委託内容が 2 つあるんですね、不法投棄ごみ処理に係る業務とごみの分け方・出し方の案内業務と。これそれぞれ委託をしてるっていうことなんですかね、契約を結んでるっていうことなんですかね。これちょっとよく分からぬのと、なぜこれも、多分随契だと思うんですけど、随契理由、それから入札審による随契理由も教えていただきたいですし、それから金額の妥当性についても御説明お願いしたいと思います。

答（健康推進） 主要成果 194 ページの関連で御質問をいただきました透析につきまして、おっしゃられるとおり、現時点では 30 名で満床ということで、2 クールで行っております。ただ、病院運営協議会のほうでこちらのベッド数を増やすと、近いうちに増やすということは聞いております。なお、透析や眼科につきましてもそれぞれ前年度より増えております。透析につきましては、令和 5 年度 8,378 人で令和 6 年度が 8,717 人、眼科についても令和 5 年が 5,747 人、令和 6 年が 5,802 人ということと、また入院に関する病床の稼働率のほうも 90% 以上という報告も受けております。

答（経済環境） まず高浜エコハウスの施設管理業務委託料でございますが、こちらは一者随契でございまして、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 7 号で他社と比べて著しく有効な価格で契約できるということでございますが、参考見積りをほかの事業所からいただきまして 6 割程度の金額であったということでございます。

続きまして、200 ページの窓口業務委託でございますが、2 つの業務を別々に委託しているのかということでございますが、こちらは 1 本の業務として契約をしておるものでございます。こちらも一者随契をしておりまして、先ほどと同様な理由で 167 条の 2 第 1 項第 7 号で著しく有効な価格で契約できるということでおほかの事業者さんの見積りと比較して 6 割程度ということで確認をしておりますので、見積りを参考に金額の妥当性というところは判断をさせていただいておるということでございます。

問（13） エコハウスの施設管理業務委託っていうのは、エコハウスは一部分に今、商工会さんが入ってるんですよね。商工会さんの業務と合わせてそういうところに委託して、ついでに、ついでにっていう言い方がいいかどうか分かんないけど、一緒にやっていただくっていう方法も一

つあると思うんですけど、そういう協議とかはなかったんでしょうか。

答（経済環境） 具体的に商工会と協議をしているということではございませんが、委員おっしゃるというような選択肢はあろうかとは思います。ただ、相手方の受け入れないというところの問題はあろうかなと思いますので、追ってまた商工会さんとはそういう相談もできればと思います。

問（11） 一つだけ、お伺いいたします。

199 ページ、4 款 2 項 1 目ごみ処理・リサイクル推進費っていうところで、ごみ分別収集事業支援報償金であります。その中に拠点が 122 拠点あるということで今見させていただいております。これ 2 款で聞いたほうがよかったですかもしれませんけども、今現在、移動式の防犯カメラを使って、名目は公園の防犯のために設置するという名目だったと思いますけども、それを設置して悪質な資源ごみの不法投棄を監視して、啓蒙活動をするというようなことを町内会員が貸出しをお願いして今やってると思いますけども、その目的と、実際その利用結果としてどういう結果が出ているのか、今後どういう目的でそれを使ってたらいいのか、あるいは写り込んだ人への配慮といいますか、そういうもの、それから見つけた場合の今後の対策というのは今後どうしていくのか、お伺いしたいと思います。

答（経済環境） 主要成果のほうには掲載がしておりませんでしたが、4 款 2 項 1 目のごみ処理・リサイクル推進費のほうで、令和 6 年度に不法投棄等の対策監視カメラを 3 台購入をしておりますので、2 款のほうではなくて、4 款のほうでカメラを購入しておるということでございます。

定期的に町内会さんからの御要望いただきまして、2 週間程度を一つの目安として御希望のところに監視カメラを設置はしておりますけれども、なかなか抑止力という意味合いが強く、実際にその映像を分析して、個人を特定してその方に直接指導するということは非常に難しいような状況でございますので、現時点では今後も含めましてカメラがあることでそういう行動を抑止していくというような抑止力というような意味合いで活用していきたいと考えております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、4 款衛生費についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

審査の途中ですが、本日の審査はこれをもって打ち切りとし、明日 9 日、午前 10 時より再開いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、本日の審査はこれをもって打ち切り、9 日、午前 10 時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

委員長挨拶

散会 午後 4 時 57 分